

岡崎市火葬場整備運営事業

事業契約書（案）

【修正版】

平成 25 年 7 月 17 日

岡崎市

岡崎市火葬場整備運営事業 事業契約書

- 1 事業名 岡崎市火葬場整備運営事業
- 2 事業目的 上記事業の遂行（業務の概要は約款第6条に定めるとおり）
- 3 事業場所 愛知県岡崎市才栗町字左世保田1番地3
- 4 事業期間 自契約成立日 至平成43年5月31日
ただし、約款の定めるところに従って短縮される場合がある。
- 5 契約金額 金_____円（うち消費税及び地方消費税金_____円）
ただし、約款の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。
- 6 契約保証金 約款第9条の規定による。
- 7 契約条件 約款のとおり

上記の事業契約について、下記の発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、岡崎市契約規則（平成22年岡崎市規則第2号）及び約款の定めるところに従い、上記のとおり公正に契約し、信義に従って誠実にこれを履行することを誓約する。なお、本契約は、仮契約であって、本契約が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条に基づく岡崎市議会の議決を取得した日に成立することを確認する。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成26年____月____日

発注者： 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市
代表者 岡崎市長 内田 康 宏 印

受注者：

印

岡崎市火葬場整備運営事業
事業契約約款

目 次

第1章 用語の定義	1
第1条（定義）	1
第2章 総則	5
第2条（目的及び解釈）	5
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	5
第4条（事業日程）	6
第5条（事業場所）	6
第6条（本事業の概要）	6
第7条（事業者の資金調達）	8
第8条（許認可及び届出等）	8
第9条（契約保証金）	8
第3章 設計	9
第10条（設計業務）	9
第11条（第三者による実施）	9
第12条（基本設計の完了）	10
第13条（実施設計の完了）	10
第14条（設計の変更）	10
第4章 本件工事	12
第15条（事前調査）	12
第16条（本件工事に伴う近隣対策）	13
第17条（本施設工事期間中の保険）	13
第18条（本件工事の施工）	14
第19条（第三者による施工）	14
第20条（事業者の施工責任）	14
第21条（工事施工計画）	14
第22条（工事施工報告）	15
第23条（備品等の搬入）	15
第24条（工事監理）	15
第25条（第三者による実施）	16
第26条（解体・撤去及び跡地整備）	16
第27条（中間確認及び建設現場立会い等）	16
第28条（事業者による完成検査等）	17

第 29 条（火葬炉の性能試験及びシックハウス検査）	17
第 30 条（法令による完成検査等）	19
第 31 条（市による完成確認）	19
第 32 条（施設供用業務の遂行体制整備）	20
第 33 条（施設供用業務マニュアルの提出）	20
第 34 条（施設整備業務完了手続）	20
第 35 条（工事の一時停止）	21
第 36 条（工期の変更）	22
第 37 条（工期変更の場合の費用負担）	22
第 38 条（第三者等に対する損害）	23
第 39 条（本件施設への損害）	23
第 40 条（本施設の引渡し等）	23
第 41 条（運営開始の遅延）	24
第 42 条（瑕疵担保責任）	24
第 5 章 稼働準備	25
第 43 条（稼働準備）	25
第 6 章 施設供用業務	25
第 44 条（本件施設の施設供用業務）	25
第 45 条（費用負担）	27
第 46 条（第三者による実施）	27
第 47 条（施設供用業務の遂行計画）	27
第 48 条（施設供用業務の遂行体制）	28
第 49 条（情報管理）	28
第 50 条（本件施設の修繕・更新）	28
第 51 条（非常時又は緊急時の対応等）	29
第 52 条（施設供用業務の報告）	29
第 53 条（モニタリングの実施）	30
第 54 条（損害の発生）	30
第 7 章 サービス購入料の支払	31
第 55 条（サービス購入料の支払）	31
第 56 条（サービス購入料の改定）	31
第 57 条（サービス購入料の減額）	31
第 8 章 契約の終了	31
第 58 条（契約期間）	31
第 59 条（市の事由による解除）	32
第 60 条（事業者の債務不履行等による解除等）	32

第 61 条（市の債務不履行による解除等）	33
第 62 条（法令の変更及び不可抗力）	33
第 63 条（特別措置等によるサービス購入料の減額）	34
第 64 条（引渡日前の解除の効力）	34
第 65 条（引渡日後の解除の効力）	36
第 66 条（損害賠償）	37
第 67 条（保全義務）	38
第 68 条（関係書類の引渡し等）	38
第 69 条（所有権の移転）	38
第 9 章 雑則	38
第 70 条（公租公課の負担）	38
第 71 条（運営協議義務）	38
第 72 条（金融機関等との協議）	39
第 73 条（財務書類の提出）	39
第 74 条（秘密保持）	39
第 75 条（著作権等）	39
第 76 条（著作権の侵害防止）	39
第 77 条（産業財産権）	40
第 78 条（株式等の発行制限）	40
第 79 条（権利等の譲渡制限）	40
第 80 条（事業者の兼業禁止）	40
第 81 条（遅延利息）	40
第 82 条（要求水準書の変更）	40
第 83 条（管轄裁判所）	41
第 84 条（疑義に関する協議）	41
第 85 条（その他）	41

別 紙

別紙 1	事業日程	43
別紙 2	本事業用地	44
別紙 3	設計業務着手時提出書類.....	46
別紙 4	設計図書	47
別紙 5	着工時及び建中の提出書類.....	48
別紙 6	完成時の提出図書.....	49
別紙 7	事業者等が付保する保険.....	50
別紙 8	不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合.....	52
別紙 9	保証書の様式.....	53
別紙 10	個人情報保護特記事項	55
別紙 11	業務報告書の構成及び内容	58
別紙 12	サービス購入料の金額と支払いスケジュール	60
別紙 13	サービス購入料の減額の基準と方法	61
別紙 14	法令変更による費用の負担割合	62

前 文

岡崎市（以下「市」という。）における既存の火葬場は、昭和51年6月に供用開始して36年が経過しており、施設の老朽化が懸念されている。また、超高齢社会の到来による死亡件数の増加が見込まれ、施設規模等の見直しを図る時期にも来ている。

市では、このような課題を解決するため、平成23年度に岡崎市火葬場建設基本計画を策定し、平成28年度の供用開始を目指して整備を進めている。

市は、当該施設の整備事業を進めるに当たっては、設計・建設、維持管理、運営について、民間事業者の創意工夫を活用することにより財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上等を図るとともに、本事業を実施することによる地元経済への貢献について期待し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、岡崎市火葬場整備運営事業（以下「本事業」という。）をPFI法が定める「特定事業」として選定した。

市は、本事業に関し、「岡崎市火葬場整備運営事業 募集要項」（その後の修正並びにこれに関する質問に対する回答として公表された回答結果を含む。以下「本募集要項」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式で民間事業者の募集を実施し、最も優れた提案を行った____グループ（以下「本応募者グループ」という。）を優先交渉権者として選定した。

本応募者グループは、市との間において平成____年____月____日付けで基本協定書（以下「基本協定」という。）を締結し、基本協定の定めるところに従って、本事業遂行のための特別目的会社たる_____（以下「事業者」という。）を設立した。

市及び事業者は、基本協定第6条第1項の定めるところに従い、本事業の実施に関して、以下のとおり合意する。

第1章 用語の定義

（定義）

第1条 本契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

- (1) 「維持管理業務」とは、本件施設の全部又は一部の性能、効用等の現状を維持し、その機能が十分発揮されるようにするための関連業務をいい、第6条第1項第2号所定の業務及びその他の要求水準書において維持管理業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって本応募者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「維持管理」とは、当該業務を行うことをいう。
- (2) 「維持管理期間」とは、引渡日の翌日から本事業期間満了日までをいう。
- (3) 「維持管理企業」とは、_____をいう。

- (4) 「運營業務」とは、本件施設の全部又は一部をその機能を發揮して供用することの関連業務をいい、第6条第1項第3号所定の業務及びその他の要求水準書において運營業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって本応募者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「運営」とは、当該業務を行うことをいう。
- (5) 「運営企業」とは、_____をいう。
- (6) 「運営期間」とは、供用開始日から本事業期間満了日までをいう。
- (7) 「解体・撤去」とは、既存施設が占める部分を含めて事業用地の所定の場所を本件施設を整備するのに適した状態にするために既存施設を解体し、建材等を撤去することの関連業務をいう。
- (8) 「解体業務」とは、既存施設を解体・撤去すること（跡地整備業務及びその後の設備等の引渡しを含む。）の関連業務をいい、第6条第1項第4号所定の業務及びその他の要求水準書において解体業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって本応募者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。
- (9) 「火葬炉」とは、本施設のうち、募集要項等において「火葬炉」として整備対象とされた施設又は事業者提案において「火葬炉」として設計、製作が提案された施設並びにそれらの附帯設備又はこれらに相当する本件工事により整備された施設及び附帯設備をいう。
- (10) 「火葬炉運転企業」とは、_____をいう。
- (11) 「火葬炉企業」とは、_____をいう。
- (12) 「完成図書」とは、第30条第4項の定めるところに従って市に提出された書類及び図面（その後の変更を含む。）をいう。
- (13) 「既存施設」とは、本契約の締結日現在において本事業用地に存在する施設及びその付帯設備をいい、その概要が別紙2（本事業用地）第2項に記載される。
- (14) 「供用開始予定日」とは、本施設のサービスの提供が開始されることが予定された日をいい、別紙1（事業日程）のとおりに予定する。
- (15) 「供用開始日」とは、本施設のサービスの提供が開始された日をいう。
- (16) 「建設企業」とは、_____をいう。
- (17) 「工事請負人」とは、建設企業及び火葬炉企業をいう。
- (18) 「工事監理企業」とは、_____をいう。
- (19) 「工事監理業務」とは、施設整備業務のうち、本件工事に係る工事監理の関連業務をいい、第6条第1項第1号オ所定の業務及びその他の要求水準書において業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって本応募者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「工事監理」とは、当該業務を行うことをいう。
- (20) 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。

- (21) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に定義された意味とする。
- (22) 「サービス購入料」とは、市が、サービス購入料債権に係る債務の弁済として、事業者に対して支払う金銭をいう。
- (23) 「サービス購入料債権」とは、本事業に係る対価を請求する権利として、本契約に基づき、事業者が市に対して有する一体不可分の債権をいう。
- (24) 「事業者提案」とは、本応募者グループ又は事業者が本事業の応募手続において市に提出した提案書類、市からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。
- (25) 「事業スケジュール」とは、第4条の定めるところに従い、別紙1（事業日程）記載の日程に従って行われるべき本事業の業務遂行スケジュールをいう。
- (26) 「事業年度」とは、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。ただし、初年度は本契約についてPFI法第9条の規定に基づき、議会の議決が得られた日又は市と事業者が合意により変更した日から最初に到来する3月31日までの期間をいう。
- (27) 「施設供用業務」とは、維持管理業務及び運営業務の総称又はそのいずれかをいう。
- (28) 「施設供用業者」とは、維持管理企業、運営企業及び火葬炉運転企業の総称又はそのいずれかをいう。
- (29) 「施設整備業務」とは、本件施設を整備することの関連業務（解体業務を含む。）をいい、第6条第1項第1号及び第4号所定の業務及びその他の要求水準書において業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって本応募者グループから提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。
- (30) 「施設整備費」とは、別紙12（サービス購入料の金額と支払スケジュール）に定めるサービス購入料AないしDの合計をいう。
- (31) 「生活環境影響」とは、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染（粉じん発生を含む。）、水質汚染、悪臭、電波障害（地上波デジタル放送電波を含む。）、交通渋滞等その他の本事業が近隣住民の生活環境に与える影響をいう。
- (32) 「整備期間」とは、本契約成立日から引渡日までをいう。
- (33) 「整備計画書」とは、要求水準書の定める設計計画書、仮設計画書若しくは総合施工計画書又はこれらを総称したものをいう。
- (34) 「設計企業」とは、_____をいう。
- (35) 「設計業務」とは、施設整備業務のうち、火葬炉及びそれ以外の本件施設をそれぞれ設計することの関連業務をいい、第6条第1項第1号イ所定の業務及びその他の要求水準書において業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって本応募者グループから提案された業務

並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「設計」とは、当該業務を行うことをいう。

- (36) 「設計図書」とは、第12条及び第13条の定めるところに従って市の確認が得られた書類並びに図面その他の設計に関する図書（第14条の定めるところに従って変更された場合には、当該変更された設計図書）をいう。
- (37) 「法定率」とは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。
- (38) 「地自法」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）をいう。
- (39) 「引渡日」とは、第40条の定めるところに従って本施設の所有権が移転された日をいう。
- (40) 「引渡予定日」とは、本施設の所有権を市に移転することを予定する日をいい、別紙1（事業日程）のとおりに予定する。
- (41) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、落雷、地滑り、落盤、火災、有毒ガスの発生、騒乱、暴動、戦争、テロその他市及び事業者の責に帰すことのできない自然的又は人為的な事象であって、取引上又は社会通念上要求される一切の注意や予防措置を講じて、損害を防止できないものをいい、本件施設に直接物理的な影響がなくとも、落雷等を原因とする送電線の破断による送電の停止などの間接的事由も含むものとする。疑義を避けるため、「不可抗力」とは、本契約の締結後に発生する事象に限られ、本契約の締結時に存在する土地の瑕疵及び埋蔵物の存在は含まれないことを確認する。
- (42) 「法令」とは、本事業又は事業者に適用がある法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは行政処分・通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。
- (43) 「募集要項等」とは、本事業に係る募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、及びこれらの公表後に当該資料に関して受け付けられた質問に対する市の回答（その後の修正を含む。）の総称をいう。
- (44) 「本件工事」とは、設計図書に従った本件施設の建設、外構等の整備、機器・器具及び備品の設置、火葬炉の設置その他の施設整備業務並びに既存施設の解体・撤去その他の解体業務に係る工事をいう。
- (45) 「本件工事期間」とは、本件工事の着工日から解体業務に係る工事の完了日までをいう。
- (46) 「本件施設」とは、岡崎市火葬場及びその他の募集要項等において整備対象とされた施設並びにそれらの附帯設備及びこれらに相当する本件工事により整備された施設及び附帯設備をいう。
- (47) 「本事業期間」とは、本契約成立日から本契約の終了する日までをいう。
- (48) 「本事業用地」とは、本事業が実施される土地をいい、その概要が別紙2（本事業用地）第1項に記載される。

- (49) 「本施設」とは、本件施設のうち、整備計画書により引渡日までに整備し引き渡すとされた施設をいう。
- (50) 「本施設工事期間」とは、本件工事の着工日から引渡日までをいう。
- (51) 「本条例」とは、地自法第 244 条の 2 第 1 項に基づき本件施設の設置及び管理に関して市が制定する条例をいう。
- (52) 「埋蔵物」とは、文化財保護法（昭和25年法律第 214 号）第 2 条第 1 項第 4 号所定の「記念物」として同法に従って保護を受ける「文化財」に該当する貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いものをいう。
- (53) 「要求水準書」とは、募集要項の附属資料の一部であり、本事業の業務範囲の実施について、市が事業者に要求する業務水準を示す図書をいう。
- 2 本契約において使用する用語のうち、要求水準書に定義されたものは、前項若しくは本文中に特に定義されている場合又は文脈上別異に解すべき場合でない限り、かかる要求水準書に定義された意味を本契約においても有するものとする。

第 2 章 総則

（目的及び解釈）

- 第 2 条 本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。
- 2 事業者は、法令のほか、本契約、募集要項等及び事業者提案に従って本事業を遂行するものとし、本契約、募集要項等及び事業者提案の間に齟齬がある場合、本契約、募集要項等、事業者提案の順にその解釈が優先するものとし、本契約、募集要項等又は事業者提案の各書類を構成する書類間において齟齬がある場合には、作成又は締結の日付が後のものが優先するものとする。ただし、事業者提案が要求水準書に示された水準をより厳格な又は望ましい水準を規定している場合は、事業者提案が要求水準書に優先するものとする。
- 3 本契約における各条項の見出しは参照の便宜のためであり、本契約及び本契約の解釈に影響を与えるものでない。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 第 3 条 事業者は、本事業が公共施設の整備事業としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。
- 2 事業者は、市の求めるところに応じて、本事業に係る市の監査に対し、必要な書

類その他の資料の作成その他の協力を行うものとする。

- 3 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第4条 本事業は、別紙1（事業日程）に記載される日程に従って実施されるものとする。

(事業場所)

第5条 市は、本事業用地を、事業者による本件工事を行うに当たって使用する目的で、当該目的の限度で、本件工事期間中、事業者に対し無償で貸し付ける。事業者は、本件工事期間中、本事業の遂行のために必要な範囲内で、本事業用地に立ち入り、測定その他の調査を行い、掘削その他の必要な行為を行うほか、本事業用地を利用することができる。

- 2 整備期間の初日において、本事業用地は、市から事業者に対して原状有姿で貸し渡されたものとみなされるものとし、第34条の定めるところに従ってなされる業務完了証の交付と同時に、事業者から市に対して返還されたものとみなされるものとする。ただし、業務完了証の交付以前に、事由の如何を問わず、本契約が終了した場合又は事業者が本事業を廃止若しくは放棄した場合には、市の事業者に対する本事業用地の無償貸付けは、本契約の解除日又は事業者が本事業を廃止若しくは放棄した日をもって終了するものとする。
- 3 事業者は、本事業用地につき、善良なる管理者の注意をもって管理を行うものとする。
- 4 事業者は、本契約で認められた用途以外の目的で本事業用地を使用することはできないものとし、また、第三者に対し、第1項に基づく本事業用地の使用権を譲渡し、又は本事業用地を転貸しないものとする。
- 5 整備期間において、事業者に帰すべき事由によらず本事業用地の埋蔵物又は地盤沈下（募集要項等及び本事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものに限る。）に起因する損害、損失又は費用が生じた場合には、市が当該損害、損失及び費用を負担する。ただし、第15条の定めるところに従って市が増加費用を負担して対策が講じられている場合は、この限りでない。
- 6 事業者は、第1項に基づく事業者の本事業用地の使用権並びに第40条の定めるところに従ってなされる引渡し前の本施設につき、担保権の設定その他の処分行為を行わないものとする。

(本事業の概要)

第6条 本事業は、次の各号所定の業務その他これらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとする。なお、本件施設の大規模修繕（要求水準書に定義さ

れる大規模修繕をいう。以下同じ。) は本事業に含まれないものとする。

(1) 施設整備業務

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務
- ウ 建設業務
- エ 備品等整備業務
- オ 工事監理業務
- カ 仮設待合室等設置業務
- キ 環境保全対策業務
- ク 所有権移転業務
- ケ 各種申請等業務
- コ 稼動準備業務
- サ 周辺整備業務
- シ その他本件施設の整備上必要な業務

(2) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 清掃業務
- エ 植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務
- オ 警備業務
- カ 環境衛生管理業務
- キ 火葬炉保守管理業務
- ク 備品等管理業務
- ケ 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務
- コ その他本件施設の維持管理上必要な業務

(3) 運営業務

- ア 予約受付業務
- イ 利用者受付業務
- ウ 告別業務
- エ 炉前業務
- オ 収骨業務
- カ 火葬炉運転業務
- キ 動物・胞衣等の火葬等業務
- ク 待合室関連業務
- ケ 物品販売業務
- コ 公金収納代行業務
- サ その他本件施設の運営上必要な業務

(4) 既存施設の解体業務

- ア 既存施設の解体業務
- イ 廃棄物の処分業務
- ウ 跡地整備業務

2 本件施設の名称は、市が定める権利を有するものとする。

(事業者の資金調達)

第7条 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約上の事業者の義務の履行に関連する一切の費用は、全て事業者が負担するものとし、また、本事業に関する事業者の資金調達は、全て事業者が自己の責任において行うものとする。

(許認可及び届出等)

第8条 事業者は、第4項の場合を除き、本契約上の事業者の義務を履行するために必要となる一切の許認可の取得及び届出等を、自己の責任及び費用負担において行うものとする。

- 2 事業者は、本件工事に関して建基法に基づく建築確認申請を行う場合、事前に、市に対して当該申請の内容を説明し、また、建築確認を取得したときには、直ちに市に対してその旨を報告するものとする。
- 3 前項に定める場合のほか、事業者は、市が請求したときには、直ちに各種許認可等の書類の写しを市に提出するものとする。
- 4 事業者が市に対して協力を求めた場合、市は、事業者による前項に定める許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。
- 5 市が本事業に関し許認可を取得し又は届出を行う必要があり、事業者に対して協力を求めた場合、事業者は、市による許認可の取得及び届出等に必要な資料の提出その他について協力するものとする。

(契約保証金)

第9条 事業者は、市に対し、本事業契約の締結に係る保証金（以下「契約保証金」という。）として、本契約の締結と同時に、施設整備費から割賦金利相当額を控除した額の10分の1に相当する額を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、市は、事業者が、本契約の締結と同時に、本件工事に関し、事業者又は市を被保険者として、施設整備費から割賦金利相当額を控除した額の10分の1に相当する額を保証金額とした履行保証保険契約を自ら締結し又は工事請負人をして締結させた場合、契約保証金の納付を免除するものとする。なお、かかる契約締結に当たり、事業者は、自ら又は工事請負人をして保険会社と締結する契約最終案を市に提出し、その確認を得るものとする。
- 3 前項の定めるところに従って履行保証保険契約を締結する場合において、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結するときは、事業者は、自らの負担によ

り、市のために、保険金請求権に、本契約に基づく違約金支払債務及び損害賠償債務を被担保債務とする質権を設定するものとする。

- 4 事業者は、第2項の定めるところに従って履行保証保険契約が締結された場合は、速やかに当該契約に基づく保険証券の原本を市に提出する。ただし、前項に基づいて、事業者が自らを被保険者とする履行保証保険契約を工事請負人に締結させた場合は、事業者は、前項に基づく質権を設定した後速やかに係る保険証券の写しを市に提出するものとする。

第3章 設計

（設計業務）

- 第10条 事業者は、本契約締結後、本契約、募集要項等及び事業者提案に従って、速やかに、設計業務を開始するものとする。
- 2 事業者は、法令を遵守のうえ、本契約、募集要項等及び事業者提案に基づき、設計業務を実施するものとする。ただし、第12条の定めるところに従って基本設計に係る設計図書について市の確認が得られない限り、実施設計に係る設計業務に着手できないものとする。
 - 3 事業者は、設計業務の実施に当たり、本件工事に係る建基法第5条の4第1項に規定する設計業務についての責任者を選任したうえ、その名称及び組織体制を市に対して通知するものとする。
 - 4 事業者は、基本設計に係る設計業務着手時に、別紙3（設計業務着手時提出書類）第1項所定の各書類を、実施設計に係る設計業務着手時に、同別紙第2項所定の各書類を、市に対して提出するものとする。
 - 5 事業者は、定期的に又は市の請求がある場合には随時、設計業務の進捗状況に関して市に報告するとともに、必要があるときは、設計業務の内容について市と協議するものとする。

（第三者による実施）

- 第11条 事業者は、事業者提案に従い、本件施設に係る設計業務を設計企業に、また、火葬炉に係る設計業務を火葬炉企業にそれぞれ行わせるものとする。
- 2 事業者は、事業者提案において提案されていない態様での設計業務の委任又は請負をしてはならない。ただし、合理的な理由がある場合に限り、当該委任又は請負を受ける者の商号、所在地その他市が求める事項を市に事前に通知したうえ、市の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。
 - 3 事業者は、設計企業及び火葬炉企業が事業者提案に従って自己が行うべき業務（一部に限る。）を設計企業及び火葬炉企業以外の第三者に委任し又は請け負わせる場合、事前に当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に届け出るも

のとする。当該第三者が設計業務の一部を自己以外の第三者に委任し又は請け負わせる場合も同様とする。

- 4 設計企業、火葬炉企業その他設計業務に関して事業者又は設計企業若しくは火葬炉企業が使用する一切の第三者に対する設計業務の委任又は請負は全て事業者の責任において行われるものとし、設計企業、火葬炉企業その他設計業務に関して事業者又は設計企業若しくは火葬炉企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

（基本設計の完了）

第12条 事業者は、事業スケジュールに従って、本件工事に係る別紙4（設計図書）

第1項所定の書類又は図面を作成したうえ、市に対して提出し、その確認を得るものとする。

- 2 市は、前項に定めるところに従って提出された書類又は図面が、本契約、募集要項等又は事業者提案の定めるところに従っていないと判断する場合、事業者に対して、当該判断をした箇所及び理由を示したうえ、事業者の費用負担において、その修正を求めることができ、事業者はこれに従うものとする。
- 3 前項の場合を除くほか、市は、書類又は図面の提出後相当の期間内において、事業者に対し、基本設計に係る設計図書の内容を確認した旨を通知する。市は当該確認を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

（実施設計の完了）

第13条 事業者は、事業スケジュールに従って、本件工事に係る別紙4（設計図書）

第2項所定の書類又は図面を作成したうえ、市に対して提出し、その確認を得るものとする。

- 2 市は、前項に定めるところに従って提出された書類又は図面が、本契約、募集要項等、基本設計に係る設計図書又は事業者提案の定めるところに従っていないと判断する場合、事業者に対して、当該判断をした箇所及び理由を示したうえ、事業者の費用負担において、その修正を求めることができ、事業者はこれに従うものとする。
- 3 前項の場合を除くほか、市は、書類又は図面の提出後相当の期間内において、事業者に対し、実施設計に係る設計図書の内容を確認した旨を通知する。市は当該確認を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

（設計の変更）

第14条 市は、必要があると認める場合、事業者に対して、本件施設の設計変更を請求することができる。事業者は、当該請求を受領した日から14日以内に、当該設計

変更の可否及び事業者の本事業の実施に与える影響を検討したうえ、市に対してその結果（当該設計変更による工期の変更の有無及び当該設計変更の事業者提案の範囲の逸脱の有無についての検討結果を含む。）を通知するものとする。市は、当該設計変更が工期の変更を伴わず、かつ事業者提案の範囲を逸脱しない場合、当該事業者の検討結果を踏まえて当該設計変更の可否を最終的に決定したうえ、事業者に対して通知するものとし、事業者は、通知されたところに従い設計変更を行うものとする。

- 2 事業者は、設計変更の必要性及びそれが事業者の本事業の実施に与える影響を検討し、当該検討結果を市に対して通知し、かつ市の事前の承諾を得たうえで、本件施設の設計変更を行うことができる。ただし、当該設計変更が市の責めに帰すべき事由によるときは、設計変更の内容について協議したうえ、市はこれを承諾するものとする。
- 3 前2項の定めるところに従って設計変更が行われた場合で、当該設計変更により市又は事業者において損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり当該設計変更により事業者において生ずる追加的な費用を含む。）が発生したときは、市及び事業者は、その負担について、以下の各号に定めるところに従うものとする。ただし、当該設計変更により事業者において本事業に要する費用の減少が生じたときは、市は、事業者と協議したうえ、サービス購入料の支払額を減額することができる。なお、第3号及び第4号の場合、第62条第1項ないし第3項の規定は、適用されない。
 - (1) 当該設計変更が市の責めに帰すべき事由による場合、市がこれを負担するものとし、サービス購入料を増額することなどにより事業者に対して支払うものとする。
 - (2) 当該設計変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合、事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
 - (3) 当該設計変更が法令変更による場合、別紙14（法令変更による費用の負担割合）に定めるところに従って、市又は事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
 - (4) 当該設計変更が不可抗力による事由に基づくものである場合、別紙8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）に定めるところに従って、市及び事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議によりこれを定めるものとする。
- 4 第1項の定めるところに従って市が事業者に対して請求した設計変更又は第2項の定めるところに従って事業者が行おうとする設計変更が、工期の変更を伴い又は事業者提案の範囲を逸脱する場合、本契約の他の規定にかかわらず、市は、事業者との間において当該設計変更の可否、工期の変更の可否及び供用開始予定日の変更

の当否について協議することができる。当該協議の結果、当該設計変更等を行うことが合意されたときは、事業者は、その合意されたところに従って設計変更を行うものとする。

- 5 前項の協議においては、当該変更により市又は事業者において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該変更により生ずる追加的な費用を含む。）の負担及び支払の方法並びに当該変更により事業者において生ずる本事業に要する費用の減少に伴うサービス購入料の減額についても合意することができる。ただし、市又は事業者において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該変更により生ずる追加的な費用を含む。）の負担については、第3項第1号及び第2号の定めるところに従うものとする。
- 6 前2項にかかわらず、第1項の定めるところに従って市が事業者に対して請求した設計変更又は第2項の定めるところに従って事業者が行おうとする設計変更が、工期の変更を伴い又は事業者提案の範囲を逸脱する場合で、それらの変更が不可抗力又は法令変更に基づくものであるときは、市及び事業者は、第62条に定めるところに従うものとする。

第4章 本件工事

第1節 総則

（事前調査）

- 第15条 事業者は、自己の責任と費用負担において、市の事前の承諾を得たうえ、本件施設及び本事業用地につき、要求水準書の定めるところに従い、設計業務及び本件工事に必要な調査（地質調査その他の本事業用地の調査、既存施設の調査及び本件施設の建築準備調査等を含む。本条において「事業者事前調査」という。）を行うものとする。
- 2 事業者は、事業者事前調査の結果に基づき、設計業務及び本件工事を実施するものとする。
 - 3 事業者事前調査の誤り又は懈怠に起因して市又は事業者において生ずる損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において生ずる追加的な費用を含む。）は、事業者がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
 - 4 事業者事前調査を行った結果、当該事業者事前調査に誤り又は懈怠がないにもかかわらず、事業者において設計業務又は本件工事に要する費用又は本事業を遂行するに当たり事業者において生ずる追加的な費用が増加する場合で、当該費用の増加の原因が募集要項等及び本事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものであるときは、合理的な範囲において市がこれを負担するものとし、

市は、市と事業者との間の協議により決定される方法に従って、事業者に対して支払うものとする。なお、市及び事業者は、当該協議に際して、設計変更及び工期又は供用開始予定日の変更についても協議することができ、当該協議によりこれを変更することができる。

（本件工事に伴う近隣対策）

第16条 事業者は、本契約の締結日から本件工事の着工日までの間に、近隣住民に対し本事業に係る事業計画の説明を行い、近隣住民の了解を得るよう努めるものとする（本条において以下「近隣説明」という。）。

2 事業者は、本件工事の実施により生じうる生活環境影響を勘案したうえ、合理的に要求される範囲において近隣対策（本件工事の内容を近隣住民に対して周知させること、本件工事の作業時間について近隣住民の了解を得ること、及び車両の交通障害、騒音、振動その他工事に伴う悪影響を最小限度に抑えるための対策を含むが、これに限られない。本条において以下「近隣対策」といい、「近隣説明」と併せて「近隣対策等」という。）を実施するものとする。

3 事業者は市に対して、前2項に定める近隣対策等の実施について、事前に実施の内容を報告し、事後にその結果を報告するものとする。

4 近隣対策等により事業者に生じた損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該近隣対策の実施により生ずる追加的な費用を含む。）については、事業者がこれを負担するものとする。ただし、募集要項等において市が設定した条件に直接起因して事業者において生じた損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該近隣対策等の実施により生ずる追加的な費用を含む。）については、市がこれを負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間において協議により決定するものとする。

5 事業者は、近隣対策等の不調を理由として事業計画を変更することはできない。ただし、市の事前の承諾がある場合はこの限りでない。また、市は、事業者が更なる近隣対策等の実施によっても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、事業計画の変更を承諾する。

6 市は、必要があると認める場合には、事業者が行う近隣対策等に協力する。

（本施設工事期間中の保険）

第17条 事業者は、自己又は工事請負人をして、本施設工事期間中、別紙7（事業者等が付保する保険）第1項に記載されるところに従って、保険に加入し、又は加入させるものとする。

第2節 工事の施工

（本件工事の施工）

第18条 事業者は、第13条第1項ないし第3項の定めるところに従って実施設計に係る設計図書につき市の確認を取得し、かつ本件工事に要する各種申請手続その他必要となる手続が完了した後速やかに、本件工事を開始するものとする。ただし、事業者は、平成26年4月以降は、市と協議のうえ、本件工事のうち、準備（仮設）工事に着手することができる。

- 2 事業者は、日本国の法令を遵守のうえ、本契約、募集要項等、事業者提案及び設計図書に従い、本件工事を施工するものとする。

（第三者による施工）

第19条 事業者は、事業者提案に従い、本件工事を工事請負人に請け負わせるものとする。

- 2 事業者は、事業者提案にない本件工事の全部又は大部分の委任又は請負をしてはならない。ただし、当該委任者又は請負者の商号、所在地その他市が求める事項を市に事前に通知したうえ、市の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 3 事業者は、本件工事の一部を工事請負人以外の第三者に委任し、又は請け負わせる場合、事前に当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に届け出るものとする。工事請負人又は当該第三者が本件工事の一部を自己以外の第三者に委任し又は請け負わせる場合も同様とするが、所定の施工体制台帳の提出による報告をもって当該届出に代えることができる。
- 4 工事請負人その他本件工事に関して事業者又は工事請負人が使用する一切の第三者に対する本件工事の委任又は請負は全て事業者の責任において行うものとし、工事請負人その他本件工事に関して事業者又は工事請負人が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

（事業者の施工責任）

第20条 仮設、施工方法、工事用地借用その他本件工事を完了するために必要な一切の手段については、事業者が自己の責任において定めて措置するものとする。

- 2 事業者は、本件工事期間中、本件工事に関して必要な工事用電気、水道、ガス等を自己の責任及び費用負担において調達するものとする。市は、合理的な範囲においてこれに協力するものとする。

（工事施工計画）

第21条 事業者は、本件工事の着工前に、詳細工程表を含む総合施工計画書を作成し、別紙5（着工時及び建中の提出書類）第1項に列举される図書とともに、市に対して提出するものとする。提出に当たっては、同別紙に記載されるところに従わなけ

ればならない。

- 2 事業者は、前項の定めるところに従って市に対して提出した総合施工計画書に従って本件工事を遂行するものとする。

（工事施工報告）

- 第22条 事業者は、本件工事期間中、別紙5（着工時及び建中の提出書類）第2項に
列挙される図書をそれぞれ適時に作成のうえ、遅滞なく、市に対して提出するもの
とする。提出に当たっては、同別紙に記載されるところに従わなければならない。
また、市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うものとする。
- 2 市は、事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、何時でも随時、工
事現場での施工状況の確認を行うことができる。
 - 3 事業者は、本件工事期間中、工事現場に常に工事記録を整備するものとする。
 - 4 市は、事業者に対して、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に規定す
る施工体制台帳及び施工体制に係る事項について報告を求めることができる。

（備品等の搬入）

- 第23条 市が別途発注する備品の搬入作業が事業者の業務遂行に密接に関連する場合、
事業者は、自己の費用負担において、随時、管理スケジュールの調整を行い、備品
の搬入作業に協力する。
- 2 前項に記載されるところの備品の搬入作業が行われる場合で、当該搬入作業を市
から受注した者の故意又は過失に起因して、事業者が、その遂行する本事業に関し
て損害を被ったときは、合理的な範囲において市が当該損害を負担するものとし、
その負担の方法については、市と事業者との間における協議によりこれを定める。

第3節 工事監理

（工事監理）

- 第24条 事業者は、事業者提案に従い、工事監理業務を工事監理企業に行わせるもの
とし、本件工事の着工前に、建基法第5条の4第4項に規定する工事監理者を設置
せしめ、本件工事期間中これを維持するものとする。
- 2 事業者は、市の求めるところに従って、工事監理者をして工事監理の状況につい
て随時報告させるものとする。
 - 3 事業者は、本件工事期間中、毎月、本件工事の工事監理の状況について工事監理
者の作成した監理報告書（監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、
器材・施工検査記録及びその他市の求める内容を含むものとする）を作成し、市に
対して提出し、市の確認を得るものとする。
 - 4 事業者は、解体業務に係る工事期間中、毎月、解体業務に係る工事の管理状況に
ついての報告書（日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、廃材・リサイ

クル品検査記録及びその他市の求める内容を含むものとする)を作成し、市に対して提出し、市の確認を得るものとする。

(第三者による実施)

第25条 事業者は、事業者提案に従い、工事監理業務を工事監理企業に委任するものとする。

- 2 事業者は、事業者提案において提案されていない態様での工事監理業務の委任をしてはならない。ただし、合理的な理由がある場合に限り、当該委任を受ける者の商号、所在地その他市が求める事項を市に事前に通知したうえ、市の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 3 事業者は、工事監理企業が事業者提案に従って行う工事監理業務(一部に限る。)を工事監理企業以外の第三者に委任する場合、事前に当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に届け出るものとする。当該第三者が当該第三者が行う業務を自己以外の第三者に委任する場合も同様とする。
- 4 工事監理企業その他工事監理業務に関して事業者又は工事監理企業が使用する一切の第三者に対する工事監理業務の委任は全て事業者の責任において行われるものとし、工事監理企業その他工事監理業務に関して事業者又は工事監理企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

第4節 解体・撤去及び跡地整備

(解体・撤去及び跡地整備)

第26条 事業者は、要求水準書及び事業者提案に基づき、事業スケジュールに従って、解体業務を遂行するものとする。

- 2 事業者は、自己又は工事請負人をして、解体業務に係る工事期間中、別紙7(事業者等が付保する保険)第3項に記載されるところに従って、保険に加入し、又は加入させるものとする。

第5節 検査・確認

(中間確認及び建設現場立会い等)

第27条 市は、本件工事期間中随時、事業者に事前に通知したうえで、本件施設が設計図書に従って整備されていることを確認するため、事業者に対して本件工事について中間確認を求めることができるものとし、また、工事現場において本件工事の状況を、事業者の立会いのうえ、確認することができるものとする。

- 2 事業者は、前項に定めるところの中間確認及び本件工事の状況確認の実施について、市に対して最大限の協力を行うものとし、また、工事請負人をして、市に対し

て必要かつ合理的な範囲において説明及び報告を行わせるなど最大限の協力を行わせるものとする。

- 3 市は、前2項に定めるところの確認の結果、本件施設が本契約、募集要項等、設計図書又は事業者提案に従って整備されていないと判断した場合、事業者に対してその改善を勧告することができ、事業者はこれに従うものとする。
- 4 事業者は、本件工事期間中に事業者が行う検査又は試験のうち主要なものを実施する場合、事前に市に対して通知するものとする。市は、当該検査又は試験に立ち会うことができるものとする。
- 5 市は、本条に定めるところの確認、改善の勧告又は立会の実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

(事業者による完成検査等)

第28条 事業者は、その日程を14日前に市に対して通知したうえで、自己の責任及び費用負担において、本件工事の目的物の完成検査等（完成検査及び機器、器具、備品等の試運転、次条に基づく火葬炉の性能試験及びシックハウス検査その他の検査を含む。以下同じ。）を、本契約に別段の定めがある場合を除き、引渡予定日まで（ただし、解体業務については、既存施設の解体完了予定日まで）に完了するものとする。

- 2 市は事業者に対し、前項に定めるところの完成検査等への立会いを求めることができるものとし、事業者は、これに従うものとする。ただし、市は、当該立会の実施を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。
- 3 前項に定めるところの市の立会の有無を問わず、事業者は市に対して、第1項に定めるところの完成検査等の結果を、当該検査結果に関する書面の写しを添付したうえ、報告するものとする。

(火葬炉の性能試験及びシックハウス検査)

第29条 前条第1項に定めるところの完成検査等及び第23条に定めるところの市による備品の搬入に先立って、事業者は、次の各号の定めるところに従って、要求水準書の定める火葬炉の性能試験を実施する。

- (1) 事業者は、要求水準書の定める性能試験の要領を踏まえ、性能試験の試験事項及び方法について市と協議のうえで、次の各規定の定めるところに従って、市の指定する書式により性能試験実施要領を作成のうえ、市の確認を得るものとする。事業者は、性能試験実施要領について市の確認を受けたうえでなければ、性能試験の実際の作業に取り掛かることはできないものとする。

ア 事業者は、火葬炉の設置が完了し、所定の性能を発揮することが可能と判断される時点以降において、具体的な性能試験の要領を記載した性能試験実施要領案を作成して市に提出するものとする。

イ 事業者は、性能試験実施要領案について、引渡予定日の60日前までに市の確認を受けるものとする。

ウ 市は、前記アの定めるところに従って提出された性能試験実施要領案について、指摘事項がないときについては性能試験実施要領案に関して確認した旨を性能試験実施要領の提出日から10日以内に事業者へ通知する。

エ 市は、前記アの定めるところに従って提出された性能試験実施要領案について、それが事業者との協議による性能試験の試験事項若しくは方法又は要求水準書に基づいていないこと等を指摘して、当該指摘事項の内容と理由を記載した通知をすることにより、その確認を拒絶することができる。

オ 事業者は、前記エの規定により市に提出した性能試験実施要領案が市の確認を得られなかったときは、速やかに指摘事項を十分に踏まえて補足、修正又は変更を行って当該性能試験実施要領案を改訂して市に再提出し、改めて市の確認を受けなければならないものとする。

- (2) 事業者は、前号の定めるところに従って市の確認の得られた性能試験実施要領に基づき、次の各規定の定めるところに従い、要求水準書に定める火葬炉の性能試験を実施する。

ア 性能試験は、要求水準書及び次号以降の定める性能試験の要領により、市と協議により定められた性能試験の試験事項及び方法によらなければならない。

イ 性能試験は、本施設工事期間中に行うものとする。ただし、火葬炉の機能上、供用開始前の性能試験が困難である場合には、火葬炉の性能試験は引渡日の10日以内に実施すれば足るものとする。

ウ 火葬炉は、性能試験の期間中、要求水準書の定める要求水準及び性能試験実施要領に規定された基準等を全て満たさなければならないものとする。火葬炉が要求水準書の定める要求水準及び性能試験実施要領に規定された基準等のいずれかを満たさない場合は、事業者は、自らの費用と責任において、必要な修補、改良及び追加工事等を実施し、火葬炉が当該基準等を全て満たすようにしなければならず、全ての項目について同時に基準等を満たすまで、本項の手順を繰り返すものとする。

エ 事業者は、性能試験開始後、火葬炉が要求水準書の定める要求水準及び性能試験実施要領に規定された基準等を全て満たしたときは、その旨を、火葬炉に関する性能試験のデータ等を添えて市に通知する。

オ 市は、前記エの通知受領後30日以内に、受領したデータ等を確認し、要求水準書の定める要求水準及び性能試験実施要領に規定された基準等が全て満たされているときは、事業者へ性能試験確認証を交付するものとする。

- 2 前条第1項に定めるところの完成検査等及び第23条に定めるところの市による備品の搬入に先立って、事業者は、要求水準書に従って、本件施設におけるホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物等の室内濃度を測定し、それぞれの結果を市に報告するものとする。かかる報告において測定値が「室内空気中

化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定法について」(厚生省生活衛生局長通知)に定められる基準値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、改善措置を講じ、引渡予定日までに当該基準値を測定値が下回る状態を確保するものとする。

(法令による完成検査等)

第30条 事業者は、第28条第3項に定めるところに従って完成検査等報告後速やかに、その日程を7日前に市に対して通知したうえで、自己の責任及び費用負担において、本件工事に係る全ての法令に基づく完成検査を引渡予定日までに(ただし、解体業務については、既存施設の解体完了予定日までに)受検し完了するものとする。

2 市は事業者に対し、前項に定めるところの完成検査の受検への立会いを求めることができるものとし、事業者は、これに従うものとする。ただし、市は、当該立会の実施を理由として本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

3 前項に定めるところの市の立会の有無を問わず、事業者は市に対して、第1項に定めるところの完成検査の受検結果を、検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添付したうえ、報告するものとする。

4 事業者は、別紙6(完成時の提出図書)に列挙される図書を作成し、前項の報告とともに、市に対して提出するものとする。なお、事業者は、完成写真の提出時において、市による完成写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証のうえ、次の各号の定めるところに従うものとする。

(1) 事業者は、市に提出した完成写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は市が完成写真を市が行う事務、市が認めた公的機関の広報等に、著作者名等を表示せずは無償で使用するすることができるよう必要な措置を講ずる。

(2) 事業者は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、完成写真が公表されないようにし、かつ、完成写真が市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにする。

(市による完成確認)

第31条 市は、本契約に別段の定めがある場合を除き、第28条ないし第30条に定めるところの検査等の終了後、以下の各号に定めるところに従って本件工事に係る完成確認をそれぞれ実施するものとする。

(1) 事業者は、工事現場において、工事請負人及び工事監理者を立ち合わせ、かつ工事記録を準備したうえ、引渡予定日までに(ただし、解体業務については、既存施設の解体完了予定日までに)市による完成確認を受ける。

(2) 市は、本件施設と完成図書との照合により、それぞれの完成確認を実施する。

- (3) 事業者は、事業者による機器、器具、備品等の試運転とは別に、機器、器具、備品等の取扱いに関し、市に対して説明する。
- 2 市は、前項に基づく本件工事の目的物が募集要項等、事業者提案及び設計図書に従って整備されていないと認める箇所がある場合（第29条に定めるところの測定値が基準値を上回っている場合を含む。）、事業者に対して改善を勧告することができるものとする。当該場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、当該勧告に従って当該箇所を改善するものとし、引渡予定日までに（ただし、解体業務については、既存施設の解体完了予定日までに）改善措置を完了した後、直ちに市の確認を受けるものとする。
- 3 市は、前項又は前々項に規定する本件施設についての完成確認のうち本施設についての完成確認が完了した場合には、事業者に対し速やかに完成確認証を交付する。

（施設供用業務の遂行体制整備）

- 第32条 事業者は、供用開始予定日までに、要求水準書その他の適用のある募集要項等及び事業者提案に基づくそれぞれの施設供用業務の遂行体制に必要な人員を確保し、かつ施設供用業務を遂行するために必要な訓練、研修等を行うものとする。
- 2 事業者は、前項に定めるところの研修等を完了し、かつ要求水準書その他の適用のある募集要項等及び事業者提案に従って施設供用業務の遂行体制を整備のうえで施設供用業務の遂行を開始することが可能となった時点において、市に対してそれぞれ通知を行うものとする。
- 3 市は、前項に定めるところの通知を受領した後、供用開始予定日まで、要求水準書その他の適用のある募集要項等及び事業者提案に従った施設供用業務の遂行体制が整備されていることを確認するため、任意の方法により施設供用業務の遂行体制をそれぞれ確認するものとする。

（施設供用業務マニュアルの提出）

- 第33条 事業者は、供用開始日以降本事業期間が終了する日までの期間を通じた業務遂行に必要な事項を記載した維持管理業務マニュアル及び運営業務マニュアル（以下、総称して「施設供用業務マニュアル」という。）を、要求水準書その他の適用のある募集要項等及び事業者提案に基づいて作成したうえ、引渡日の二箇月前までに、市に対して提出し、本施設の供用開始予定日までに、市の承諾を得るものとする。

（施設整備業務完了手続）

- 第34条 事業者は、以下の各号に定められるところの事由が全て満たされた場合、市に対し、業務完了届を提出するものとする。市は、当該業務完了届を受領後7日以内に、以下の各号に定められるところの事由が全て満たされているかを確認するものとし、当該事由が全て満たされていることが確認できたときは、事業者による整備業

務の履行の完了を証する業務完了証を作成したうえ、事業者に対して交付するものとする。

- (1) 第29条第1項第2号オの定めるところに従って火葬炉の性能試験確認証の交付を受けたこと。
 - (2) 第31条の定めるところに従って本件工事にかかる全ての完成確認が完了したこと。
 - (3) 第32条第3項の定めるところに従って施設供用業務の遂行体制の整備が完了したことが確認されたこと。
 - (4) 第33条の定めるところに従って施設供用業務マニュアルについての市の承諾が完了したこと。
 - (5) 第40条の定めるところに従って本施設の引渡し及び所有権移転手続が完了したこと。
 - (6) 第54条第2項に定めるところに従って本件施設に付保されるべき別紙7（事業者等が付保する保険）第2項に掲げる内容を有する保険の保険証書の写しが市に対して提出されたこと。
- 2 市は、業務完了証を交付したことを理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。

第6節 工期の変更

（工事の一時停止）

第35条 市は、必要があると認める場合、その理由を事業者に通知したうえで、本件工事の全部又は一部の施工を停止させることができる。この場合、市は必要に応じて、工期を変更し、また、供用開始予定日を変更することができる。ただし、供用開始予定日に変更される場合でも第58条第1項に規定する本契約の期間終了日は変更されないものとする。

- 2 前項に定めるところにより工事が停止された場合、当該工事の停止により事業者
に直接生ずる損害、損失又は費用（事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するために要する費用を含む。）の負担については、市及び事業者は、本契約の他の規定にかかわらず、以下の各号に定めるところに従うものとする。
- (1) 当該工事の停止が市の責めに帰すべき事由による場合は、市がこれらを負担するものとし、市は、事業者と協議のうえ、サービス購入料を増額することなどにより事業者に対して支払うものとする。
 - (2) 当該工事の停止が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がこれらを負担する。
 - (3) 当該工事の停止が法令変更による場合は、別紙14（法令変更による費用の負担割合）に定めるところの負担割合に従い、市又は事業者が負担するものとし、

その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。

- (4) 当該工事の停止が不可抗力による場合は、別紙 8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。

3 前項第 3 号及び第 4 号の場合、第 62 条第 1 項ないし第 3 項の規定は適用されない。

（工期の変更）

第 36 条 市は、必要があると認める場合、事業者に対して工期の変更を請求することができる。

- 2 事業者は、その責めに帰すことができない事由により工期の変更が必要となった場合、市に対して工期の変更を請求することができる。
- 3 前 2 項に定めるところに従って、工期の変更が請求された場合、市と事業者は、その協議により当該変更の当否を決定するものとする。ただし、市と事業者の間における協議の開始から 7 日以内にその協議が調わないときは、市が合理的な工期を定め、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従うものとする。
- 4 前項の定めるところにより工期が変更される場合、供用開始予定日を変更することができる。ただし、供用開始予定日が変更される場合でも第 58 条第 1 項に規定する本契約の期間終了日は変更されないものとする。

（工期変更の場合の費用負担）

第 37 条 第 35 条及び第 36 条の定めるところにより工期が変更された場合、当該工期の変更により市又は事業者において損害、損失又は費用（本事業の遂行に当たり事業者において生ずる追加的な費用を含む。）が生ずるときは、市及び事業者は、その負担について、以下の各号の定めるところに従うものとする。

- (1) 当該工期の変更が市の責めに帰すべき事由による場合は、市がこれらを負担するものとし、市は、事業者と協議のうえ、サービス購入料を増額することなどにより事業者に対して支払うものとする。
- (2) 当該工期の変更が事業者の責めに帰すべき事由による場合は、事業者がこれらを負担する。
- (3) 当該工期の変更が法令変更による場合は、別紙 14（法令変更による費用の負担割合）に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
- (4) 当該工期の変更が不可抗力による場合は、別紙 8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者が負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。

2 前項第 3 号及び第 4 号の場合、第 62 条第 1 項ないし第 3 項の規定は適用されない。

第7節 損害の発生

（第三者等に対する損害）

第38条 本件工事の施工により第三者に生じた一切の損害、損失又は費用は、事業者がこれを負担するものとし、第三者に対して賠償するものとする。ただし、当該損害等が事業者の責めに帰すべからざる事由により生じた場合（本件工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により当該損害等が生じた場合を含む。）で、第17条に基づき付保された保険等により填補されないときは、市がこれらを負担するものとし、第三者に対して賠償するものとする。

- 2 事業者は、本件工事の施工により隣接する道路その他市の施設等に汚損、破損等しないよう留意し、本件工事中に汚損、破損等した場合には、事業者の費用及び責任において補修又は補償するものとする。

（本件施設への損害）

第39条 業務完了証交付までに（ただし本施設については、引渡日までに）、不可抗力により、本件施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料その他建設機械器具等に損害、損失又は費用（本事業の遂行に当たり事業者において生ずる追加的な費用を含む。）が生じた場合、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を市に通知しなければならない。

- 2 前項の規定による通知を受けた場合、市は直ちに調査を行い、損害、損失又は費用の状況を確認し、その結果を事業者に通知するものとする。
- 3 第1項に規定する損害、損失又は費用については、別紙8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）に定めるところの負担割合に従い、市及び事業者がそれぞれ負担するものとし、その負担の方法については、市と事業者との間の協議により定めるものとする。
- 4 第1項の場合、前各項に定める事項を除く他の事項については、市及び事業者は、第62条の定めるところに従うものとする。

第8節 引渡し

（本施設の引渡し等）

第40条 事業者は、本施設について第31条に定めるところの市による完成確認がなされた後、引渡予定日までに、本施設を市に引き渡し、所有権を市に移転するものとする。この場合、事業者は、本施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に移転するものとする。

- 2 本施設の所有権は、事業者がこれを原始的に取得するものとし、事業者は、本件

工事の委任若しくは請負に係る契約においてその旨を規定するものとする。

- 3 事業者は、既存施設について、第31条に定めるところの市による完成確認がなされた後、別紙1（事業日程）のスケジュールに従い、本施設以外の本件施設を市に引き渡すものとする。

（運営開始の遅延）

- 第41条 市の責めに帰すべき事由により本施設に係る運営開始が供用開始予定日より遅延した場合、市は、当該遅延に伴い事業者において生ずる損害、損失及び費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該遅延により生じた合理的な追加的な費用を含む。）を負担するものとし、市は、市と事業者との間の協議により決定されるところに従って、事業者に対してこれを支払うものとする。
- 2 市の責めに帰すべからざる事由により本施設に係る運営開始が供用開始予定日より遅延した場合、事業者は、供用開始予定日の翌日から供用開始日（同日を含む）までの期間について、その施設整備に係る対価に相当する額につき法定率を乗じて計算した遅延損害金（1年を365日として日割計算とする。）直ちに市に対して支払うものとし、また、当該遅延損害金を超える損害、損失又は費用（本事業を遂行するに当たり事業者において当該遅延により生ずる追加的な費用を含む。）があるときは、事業者はそれらを負担し、市に支払うべきものがあれば、直ちに市に対して支払うものとする。なお、本契約に従い市が事業者に対して設計業務又は本件工事につき第12条、第13条による修正の要求又は第27条、第31条による改善を勧告したことにより市に対する本施設に係る運営開始が遅延した場合も、本項が適用されるものとする。
 - 3 前2項にかかわらず、本施設の運営開始の遅延が不可抗力によるときにおける当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害、損失及び費用に相当する額のうち別紙8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）に定める事業者の負担割合により算出される額、並びに、本施設の運営開始の遅延が法令変更によるときにおける当該遅延に伴い生ずる合理的な範囲の損害、損失及び費用に相当する額のうち別紙14（法令変更による費用の負担割合）に定める事業者の負担割合により算出される額については、事業者がこれを負担するものとする。
 - 4 本契約の定めるところに従って供用開始予定日が変更された場合には、第2項に規定する遅延損害金は、市と事業者とが合意のうえ変更した供用開始予定日より遅れたときに、発生するものとする。

（瑕疵担保責任）

- 第42条 市は、本件工事の目的物に瑕疵がある場合、事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補（備品については取り替えも含む。以下同じ。）に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が軽微であり、かつその修補に過分の費用を要するときは、この限りでない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、本施設については供用開始日から、本施設以外の本件施設については業務完了証交付の日から、それぞれ2年以内にこれを行うものとする。ただし、その瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、又は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（平成11年法律第81号）第94条に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、当該請求を行うことのできる期間は、これを供用開始日から10年とする。
- 3 前2項にかかわらず、市は、市による完成確認の際に、瑕疵があることを知ったときは、直ちにその旨を事業者へ通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、事業者がその瑕疵のあることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 本件工事の目的物の全部又は一部が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、市は、第2項に定める期間内で、かつその滅失又は毀損を市が知った日から六箇月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 事業者は、別紙9（保証書の様式）に定める様式により、工事請負人に、市に対し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証させ、当該保証書を市に対して提出するものとする。

第5章 稼働準備

（稼働準備）

- 第43条 事業者は、市が供用開始予定日に本施設において供用を開始できるよう、第31条の定めるところに従って本施設の市による完成確認を受け、かつ、第40条に定めるところに従って本施設を市に対して引き渡すとともに、供用開始予定日の一箇月前から供用開始予定日までの期間において、要求水準書その他の適用のある募集要項等及び事業者提案に基づき、本施設の稼働準備を行うものとする。
- 2 稼働準備に伴う資機材及び消耗部品等は、事業者の費用負担において、事業者がこれを調達して消費するものとする。
 - 3 稼働準備に当たって必要となる光熱水費は、全て事業者の負担とする。

第6章 施設供用業務

第1節 総則

（本件施設の施設供用業務）

- 第44条 市は、岡崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成

17年条例第18号) 及び本条例に定めるところに従い、事業者から本施設の引渡しを受けたことを停止条件として、事業者を、平成 28 年 6 月 1 日に本件施設の指定管理者として指定する(以下、「本指定」という。)。事業者は、本指定がその効力を生じるまでは、施設供用業務を開始することはできず、市に対し、施設供用業務に係るサービス購入料の支払い(維持管理・運営費の支払いを含む。)又は費用の求償を求めることはできない。なお、市及び事業者は、事業年度ごとの施設供用業務の内容について、事業年度ごとに年度別協定書を締結する。年度別協定書の原案は、事業年度ごとに市がこれを作成し、事業者に示すものとする。

- 2 事業者は、本指定がその効力を生じた場合には、直ちに、施設供用業務に着手し、維持管理業務を維持管理期間に渡し、また、運営業務を運営期間に渡って、該当の期間に係る年度別協定書に基づき、日本国の法令を遵守のうえ、本契約、募集要項等及び事業者提案、第33条に定める施設供用業務マニュアル並びに第47条に定める最新の年間施設供用計画書に従って施設供用業務を実施するものとする。
- 3 事業者は、維持管理期間中、本件施設及びその設備、機器等の全てが要求水準書及び事業者提案に定める水準で維持管理され、かつ、その運営により、運営期間中、要求水準書及び事業者提案に定める水準の性能及び能力が発揮されることを保証するものとし、維持管理期間中、本件施設又はその設備、機器等が要求水準書及び事業者提案に定める水準で維持管理されておらず、又は、その運営により、運営期間中、要求水準書及び事業者提案に定める水準の性能若しくは能力が発揮されていないことが判明した場合には、本契約に別段の定めがある場合を除くほか、要求水準書に基づき、事業者の費用と責任において速やかに補修、改造又は交換されるものとする。
- 4 事業者は、施設供用業務を遂行するにあたり、事業者は、本条例の定めるところにより維持管理及び運営に関する権限を行使し、必要な措置を講じることができる。事業者は、かかる措置を講じる場合は、事前に又は事後速やかに、当該措置の内容を市に対して通知する。
- 5 市は、維持管理期間開始までに、本件施設の使用料その他本件施設の運営に必要な事項を、本条例で規定するものとし、事業者は、次の各号の定めのほか、該当する本条例及び岡崎市公金収納委託事務取扱要綱の各規定に従い、本件施設の利用者から、所定の使用料金の徴収を行う。
 - (1) 岡崎市公金収納委託事務取扱要綱が適用されない場合は、市の会計管理者と事業者が協議の上、徴収・納入方法を決するものとし、決定された徴収・納入方法を事業者は遵守するものとする。
 - (2) 事業者は、徴収した使用料金を、市が定める納付書とともに市が定める期日に、市が指定する指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に納入しなければならない。
 - (3) 事業者は、使用料金の徴収、納付にかかる日報、月報を作成し(様式は別途定める。)、各納入時に、これを市に報告する。

- (4) 事業者は、徴収した料金を紛失した場合、又は徴収すべき料金を徴収しなかった場合は、これを市に賠償する。
- (5) 事業者は、第2号に基づく納付を遅延した場合、納付すべき期限の翌日から起算して納付があった日までの日数に応じ、納付を遅延した金額につき、岡崎市税外収入の延滞金に関する条例（昭和45年岡崎市条例第10号）第4条第1項の規定に定める割合で計算した遅延損害金を市に支払う。
- (6) 市は、随時、自らの費用により、使用料金の徴収業務について、事業者に対する監査を実施できる。

（費用負担）

- 第45条 施設供用業務に伴う資機材及び消耗部品等は、要求水準書に別段の定めがない限り、事業者の費用負担において、事業者がこれを調達して消費するものとする。
- 2 施設供用業務の遂行に当たって必要となる光熱水費は、本契約、要求水準書又は事業者提案に別段の定めがない限り、全て市の負担とする。

（第三者による実施）

- 第46条 事業者は、施設供用業務に係る各業務（ただし、本件施設の利用許可に関する権限の行使は除く。以下において同じ。）を、事業者提案に従い、各施設供用業者にそれぞれ委任し又は請け負わせるものとする。
- 2 事業者は、事業者提案において提案されていない態様での施設供用業務の各業務の委任又は請負をしてはならない。ただし、合理的な理由がある場合に限り、当該委任又は請負を受ける者の商号、所在地その他市が求める事項を市に事前に通知したうえ、市の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。
- 3 事業者は、施設供用業者が事業者提案に従って当該施設供用業者が行うべき施設供用業務の各業務（一部に限る。）を当該施設供用業者以外の第三者に委任し、又は請け負わせる場合、事前に当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に届け出るものとする。当該第三者が行う業務を第三者にさらに複委任し、又は下請けさせる場合も同様とする。
- 4 施設供用業者その他施設供用業務に関して事業者又は施設供用業者が使用する一切の第三者に対する施設供用業務の委任又は請負は全て事業者の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

（施設供用業務の遂行計画）

- 第47条 事業者は、維持管理期間中、各事業年度における本件施設の年間維持管理計画書を作成し、また、運営期間中、各事業年度における本件施設の年間運営計画書（各維持管理業務年間計画書と各運営業務年間計画書を総称して「年間施設供用計画書」という。）を作成し、当該事業年度が開始する一箇月前までに、市に提出し

たうえ、その承諾を得るものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、第1回目の年間施設供用計画書は、供用開始日が属する事業年度を対象年度とし、引渡日の二箇月前までに、市に提出し、その承諾を得るものとする。
- 3 前項の定めるところに従って本件施設に係る第1回目の年間施設供用計画書を提出するに当たり、事業者は、本件施設に対応した維持管理期間の全期間に渡る修繕業務の計画に係る長期修繕計画を市に提出し、その承諾を得るものとする。

（施設供用業務の遂行体制）

- 第48条 事業者は、施設供用業務に関し、要求水準書その他の適用のある募集要項等及び事業者提案に基づき、維持管理業務全般を総合的に把握し、市及び関係機関等との調整を行う総括責任者、維持管理の各業務の管理等を行う業務責任者、運営業務全般を総合的に把握し、市及び関係機関等との調整を行う総括責任者、運営業務の各業務の管理等を行う業務責任者及びその他の施設供用業務に従事する者（本条において、「従事職員」という。）を選任して施設供用業務実施体制を整え、従事職員の氏名、有する資格等を記載した従事職員名簿を作成し、供用開始予定日の一箇月前までに市に提出するものとする。
- 2 事業者は、従事職員に異動があった場合、その都度届出なければならない。この場合における届出は、最新の名簿を添えて異動のある従事職員を書面で通知することにより行うものとする。
 - 3 市は、事業者の従事職員がその業務を行うのに不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対しその交代を求めることができ、事業者はこれに従うものとする。

（情報管理）

- 第49条 事業者は、本事業期間中及び本契約の終了後においても、運営業務の実施に付随関連して知り得た個人情報の取扱いに関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、岡崎市個人情報保護条例（平成11年岡崎市条例第32号）、岡崎市個人情報保護規則（平成12年岡崎市規則第22号）その他の法令に従うほか、別紙10（個人情報保護特記事項の内容）及び要求水準書の定めを遵守するものとする。

（本件施設の修繕・更新）

- 第50条 事業者は、要求水準書その他の適用のある募集要項等及び事業者提案並びに最新の長期修繕計画書及び年間施設供用計画書に基づき、本件施設の修繕・更新（大規模修繕を除く。）を行うものとする。
- 2 第51条第2項所定の報告のほか、年間施設供用計画書に記載のない修繕・更新を実施する必要がある場合、事業者は、市に対してその内容その他市が求める事項を通知し、当該実施を要する修繕が大規模修繕以外の修繕・更新の場合は、次の各

号の定めに従うものとする。

- (1) 事業者は、自己の費用で適時にかつ適切な方法で当該修繕・更新を行うものとする。
 - (2) 前号の定めにかかわらず、修繕・更新の実施に費用の支出が見込まれるものを実施する必要がある場合は、その旨を速やかに市に通知するものとする。この場合、事業者は、当該通知後10日以内に、当該修繕・更新の具体的な実施計画に関し、個別の計画書を、当該修繕・更新に関する業者見積りを添えて提出し、費用負担及び対応について市と協議のうえ、その協議に従って、事業者は、当該修繕を実施する。
 - (3) 前2号の定めにかかわらず、当該修繕・更新が市の責めに帰すべき事由に基づくものであるときは、市が当該修繕・更新に要する費用を負担する。
- 3 供用開始日以後、本件施設の大規模修繕を行う必要がある場合には、市は、自己の責任と費用負担において、当該大規模修繕を行うことができ、必要があると認めるときは、事業者による施設供用業務の一部の遂行を中止させることができる。この場合、市は、事業者との間において、サービス購入料のうち施設供用業務遂行の対価に相当する額の減額について、協議することができるものとし、当該協議開始から60日以内に協議が調わない場合には、市は、中止された施設供用業務を勘案してサービス購入料のうち施設供用業務遂行の対価から合理的な金額を減額できるものとし、事業者はこれに従うものとする。

(非常時又は緊急時の対応等)

- 第51条 事業者は、非常時又は緊急時の対応が必要となる事態が発生した場合、第33条に定める維持管理業務マニュアルに基づき、発生した事態に応じて直ちに必要な措置を講じるとともに、市及び関係機関に報告するものとする。
- 2 事業者が本件施設の不具合及び故障等を発見した場合、又は市の職員等により本件施設の不具合及び故障等に関する通報や苦情を受けた場合、事業者は、直ちに市と協議のうえで発生した事態に応じて直ちに必要な措置を講じるものとする。この場合において、緊急に対処する必要があると判断した場合は、事業者は、速やかに適切な応急処置を行ったうえで、市に報告するものとする。ただし、軽微なものについては、その直後に提出される維持管理業務報告書の提出をもって市に対する報告に代えることができるものとする。
 - 3 前各項の定めるところに従って実施された業務により発生した増加費用及び事業者が被った損害は、本契約に別段の定めがない限り、事業者が負担するものとする。

第2節 モニタリング

(施設供用業務の報告)

- 第52条 事業者は、要求水準書その他の適用のある募集要項等及び事業者提案並びに

第 33 条に定める施設供用業務マニュアルに基づき、維持管理期間中、別紙11（業務報告書の構成及び内容）第 1 項の定めるところに従って、本件施設の維持管理状況を正確に反映した維持管理業務報告書を、また、別紙11（業務報告書の構成及び内容）第 2 項の定めるところに従って、本件施設の運営状況を正確に反映した運営業務報告書（維持管理業務報告書及び運営業務報告書を総称して「業務報告書」という。）をそれぞれ作成・保管のうえ、市に提出するものとする。

（モニタリングの実施）

第53条 市は、自らの責任及び費用負担において、施設供用業務に関し、本件施設が利用可能であること並びに要求水準書に示された業務の水準及び内容（ただし、事業者提案がより優れた又はより厳しい水準又は内容を提案しているものについては、提案された水準とする。以下「業務水準」という。）に従ったサービスが提供されていることを確認するため、別紙13（サービス購入料の減額の基準と方法）に示す方法によりモニタリングを実施するものとする。

- 2 市は、前項の確認の結果、本件施設の施設供用業務の遂行状況が業務水準を満足していないか又は第 33 条に定める施設供用業務マニュアルに従っていないと判断した場合、事業者に対してその改善を勧告することができるものとする。当該改善勧告が行われた場合、事業者は、別紙13（サービス購入料の減額の基準と方法）の規定に従い市の指示する期間内にそれに対応する改善計画書を作成し、市に対して提出したうえ、改善措置をとるものとし、また、第52条の定めるところに従い作成及び提出される業務報告書において、その対応状況を市に対して報告する。
- 3 市は、モニタリングの実施を理由として、本事業の実施の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

（損害の発生）

第54条 事業者は、本件施設の施設供用業務の遂行に際して、市又は第三者に損害、損失、費用等（本件施設の滅失若しくは毀損等に起因する市の損害を含む。本条において「損害等」という。）が発生したこと又は発生するおそれを認識した場合、損害等の発生又は拡大を防止するために必要な合理的な措置を講じたうえで、その旨を市に対して直ちに通知し、市の指示に従うものとする。この場合において、事業者は、市又は第三者が被った当該損害等の一切を負担するものとし、市又は第三者の請求があり次第直ちに、これを賠償又は補償するものとする。ただし、当該損害等の発生が市民その他第三者の責めに帰すべき場合又はその他の事業者の責めに帰すべからざる事由に起因する場合には、事業者は、当該損害等を賠償又は補償する義務その他の責任を負わないものとする。

- 2 事業者は、前項に定める損害賠償に係る債務を担保するため、維持管理期間につき、自己又は施設供用業者をして、別紙 7（事業者等が付保する保険）第 2 項にその概要が記載される保険に加入し又は加入させるものとする。

- 3 前項の定めるところに従って保険に加入し又は加入させた場合、事業者は、当該保険に係る保険証券又はその他の書面で保険の内容を示すものを、その加入後速やかに、市に提出して、市の確認を受けなければならない。

第7章 サービス購入料の支払

（サービス購入料の支払）

第55条 市は、事業者に対して、別紙12（サービス購入料の金額と支払スケジュール）に定めるところの算定方法及びスケジュールに従い、サービス購入料を支払うものとする。なお、サービス購入料債権は一体不可分のものであるが、当該債権に基づき支払われるサービス購入料は、施設整備費及び施設供用業務の遂行に係る対価に分割して計算するものとする。

（サービス購入料の改定）

第56条 前条にかかわらず、サービス購入料は、別紙12（サービス購入料の金額と支払スケジュール）に定めるところに従い改定される。

（サービス購入料の減額）

第57条 第53条の定めるところに従い行われたモニタリングの結果、本件施設の施設供用業務につき業務水準を満たしていない事項が存在することが市に判明した場合、市は、事業者に対して、別紙13（サービス購入料の減額の基準と方法）に定めるところに従い、当該事項の改善又は復旧を行うよう勧告することができ、また、サービス購入料のうち施設供用業務遂行に係る対価の減額、返還若しくは支払留保又は業務担当企業の変更を請求することができる。この場合、事業者は、かかる市の勧告及び請求に従うものとする。

第8章 契約の終了

（契約期間）

第58条 本契約の契約期間は、本契約成立日から平成43年5月31日までとする。ただし、本契約の定めるところに従って本契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了するほか、市が本条例又は本契約に定める条件に従い本指定を取り消した場合、本契約は、他に特段の手続を要せず、当該指定取消しの効力が生ずると同時に当然に終了する。

- 2 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の終了に当たっては、市に対して、市が継続使用できるよう本件施設の施設供用業務の遂行に関して必要

な事項を説明し、かつ事業者が用いた施設供用業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行い、また、要求水準書に基づき、市が合理的に満足する様式及び内容の本契約の終了後の長期維持管理計画書を作成のうえ、市に提出するものとする。

（市の事由による解除）

第59条 市は、本事業の実施の必要がなくなった又は本件施設の転用が必要となったと認める場合には、180日以上前に事業者へ通知のうえ、本指定を取り消し、本契約の全部（一部は不可。ただし、市による完成確認が完了している部分は除く。以下同じ。）を解除することができる。

（事業者の債務不履行等による解除等）

第60条 次の各号の一に該当するときは、市は、特段の催告をすることなく、本指定をせず、又は取り消し、本契約の全部を解除することができる。

- (1) 事業者が、設計業務又は本件工事に着手すべき時期を過ぎてもそれらに着手せず、かつ市が相当の期間を定めて催告しても、当該遅延につき事業者から市が満足する説明が得られないとき。ただし、事業者の責めに帰すべからざる事由による場合には、この限りでない。
- (2) 供用開始予定日から60日が経過しても施設供用業務が着手されるべき本施設に係る施設供用業務の着手ができないとき又は供用開始予定日から60日以内に施設供用業務に着手できる見込みがないことが明らかであるとき。ただし、事業者の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。
- (3) 事業者が、その破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき、又は第三者（事業者の取締役を含む。）によって、当該申立てがなされたとき。
- (4) 事業者が、第52条の定めるところに従い作成する業務報告書に著しい虚偽の記載をしたとき。
- (5) 事業者が本契約上の義務に違反し、かつ市が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。
- (6) 基本協定が解除された場合
- (7) 前各号に規定する場合のほか、事業者が本契約上の義務に違反し、その違反により本事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。
- (8) 事業者の役員等（役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）が

いると認められるとき。

- (9) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が事業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (10) 事業者の役員等が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (11) 事業者の役員等が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (12) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (13) 事業者の役員等が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 市は、前項各号に定めるところのほか、第53条第1項の定めるところに従って実施されたモニタリングの結果、事業者が実施する施設供用業務の水準が業務水準を満たさないと判断した場合、同条第2項の定めるところに従って事業者に対してその是正を勧告するほか、別紙13（サービス購入料の減額の基準と方法）の定めるところに従い、本指定を取り消し、本契約の全部を解除することができる。
- 3 事業者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。

（市の債務不履行による解除等）

- 第61条 市が本契約上の義務に違反し、かつ事業者による通知の後60日以内に当該違反を改善しない場合、事業者は、本契約の全部を解除することができる。この場合、事業者は、市に対して、本指定の取消しを求めることができ、市は、かかる取消しの求めに応じて、本指定を取り消すものとする。
- 2 市が本契約の定めるところに従って履行すべきサービス購入料その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、法定率を乗じて計算した額（1年を365日として日割計算とする。）を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。

（法令の変更及び不可抗力）

- 第62条 法令の変更若しくは不可抗力により、損害、損失又は費用を被ったとき、本契約及び業務水準に従って本件施設の整備ができなくなったとき、解体業務の遂行ができなくなったとき若しくは施設供用業務の遂行ができなくなったときその他本

事業の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更若しくは不可抗力により、本契約及び業務水準に従って本件施設の整備又は本件施設の施設供用業務を遂行するために追加的な費用が必要な場合、事業者は市に対して、速やかにその旨を通知するものとし、市及び事業者は、本契約及び要求水準書の変更並びに損害、損失及び費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。

- 2 法令変更又は不可抗力が生じた日から60日以内に前項の協議が調わない場合、市は事業者に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を指図することができる。事業者は、当該指図に従い、本事業を継続するものとし、また、損害、損失又は費用の負担は、別紙8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）及び別紙14（法令変更による費用の負担割合）に記載する負担割合によるものとする。
- 3 前項の定めるところにかかわらず、法令変更又は不可抗力が生じた日から60日以内に第1項の協議が調わない場合、市は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 4 市は、第14条第3項第3号及び第4号、第35条第2項第3号及び第4号、第37条第1項第3号及び第4号、並びに第39条第3項の規定による市の損害、損失又は費用の負担が過大になると判断した場合には、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 5 市は、前2項に基づき本契約を解除することができる場合、事業者に書面で通知することにより、次のいずれかの措置を講じることができる。
 - (1) 市は、行政手続法第13条に定める手続を行った上で、本指定を取り消すことができる。
 - (2) 市は、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

（特別措置等によるサービス購入料の減額）

第63条 法令変更により、要求水準書又は事業者提案の変更が可能となり、当該変更によってサービス購入料の減額が可能な場合、市及び事業者は、協議により要求水準書又は事業者提案について必要な変更を行い、サービス購入料を減額するものとする。

- 2 本契約に規定されたもの以外でPFI事業に関する特別な措置（事業者の税の軽減を目的とする措置を含む。）が生じた場合、市と事業者とは、サービス購入料の減額を目的として、その算定方法及び支払条件等について見直しのための協議を行うものとし、協議が調ったときは、サービス購入料を減額するものとする。

（引渡日前の解除の効力）

第64条 引渡日（同日を含まない。）前に第59条ないし第62条の定めるところにより本契約が解除された場合、本契約は将来に向かって終了するものとし、市及び事業

者は、以下の各号に定めるところに従って、本件施設（出来形部分を含む。）を取り扱うものとする。

- (1) 第60条に定めるところにより本契約が解除された場合で、市が当該解除後に本件施設を利用するときは、市は、事業者の費用負担において、市による完成確認が未了の本件施設を検査したうえで、検査に合格した本件施設の全部又は一部（以下「合格部分」という。）のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うことができるものとする。市が合格部分を買受け又は整備に要した費用の対価の支払いをする場合、市は、その対価の支払債務と、第66条第1項第1号及び同条第3項に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権とを対当額で相殺することができ、なお、残額があるときは、支払時点までの利息（法定率の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。また、これにより市に回復されない損害があるときは、その部分について、市は事業者に対し損害賠償請求できる。また、既に市による完成確認が完了している本施設については、市は事業者に対して、施設整備費を別紙12（サービス購入料の金額と支払スケジュール）に定めるところに従い支払うものとする。
- (2) 第59条又は第61条の定めるところに従って本契約が解除された場合、市は、自己の費用負担において、市による完成確認が未了の本件施設を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受け若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い又はその両方を行うものとする。この場合、市は事業者に対して、その対価及び第66条第3項に定めるところの損害賠償額の総額に支払時点までの利息（法定率の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に市による完成確認が完了している本施設については、市は事業者に対して、施設整備費を、別紙12（サービス購入料の金額と支払スケジュール）に定めるところに従い支払うものとする。
- (3) 第62条の定めるところに従って本契約が解除された場合、市は、自己の費用負担において、市による完成確認が未了の本件施設を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受け若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い又はその両方を行うものとする。この場合、市は事業者に対し、その対価に支払時点までの利息（法定率の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に市による完成確認が完了している本施設については、市は事業者に対して、サービス購入料のうち施設整備費に相当する額を、別紙12（サービス購入料の金額と支払スケジュール）に定めるところに従い支払うものとする。

- (4) 前3号に定めるところの検査に際して市が必要と認めるときは、市は、その理由を事前に事業者に対して通知したうえ、本件施設を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項にかかわらず、引渡日（同日を含まない。）前に本契約が解除された場合で、本件工事の進捗状況を考慮して、本事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方が社会通念上合理的であると市が判断したときは、市は事業者に対して、そのいずれかを請求することができ、事業者はこれに従うものとする。この場合、解除が第59条、第61条又は第62条に基づくときは、市がその費用相当額及び第66条第3項に定めるところの損害賠償額並びにそれらの総額に付されるべき支払時点までの利息額（法定率の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を負担するものとし、第60条に基づくときは、事業者がその費用相当額並びに第66条第1項及び第3項に基づく支払額、並びにそれらの総額に付されるべき支払時点までの第81条に基づく遅延損害金を負担するものとする。ただし、事業者が正当な理由なく相当の期間内に係る更地化若しくは原状回復又はその両方を行わないときは、市は事業者に代わりそのいずれかを行うことができるものとし、これに要した費用については、第60条による解除の場合は事業者がこれを負担し、市の求めるところに従って支払うものとする。この場合、事業者は、市の処分について異議を申し出ることができない。
- 3 本件施設のうち施設供用業務が着手されている部分がある場合、当該施設供用業務の対象となっている本件施設に関する限りにおいて、次条第2項及び第3項並びに第4項第3号第2文を準用する。

（引渡日後の解除の効力）

- 第65条 引渡日（同日を含む。）後に第59条ないし第62条の定めるところにより本指定が取り消され本契約が解除された場合、本契約は、将来に向かって終了する。この場合、市は、第40条に定めるところに従って引渡しを受けた本件施設の所有権を引き続き所有するものとする。
- 2 前項の場合、市は、本契約が解除された日から10日以内に本件施設の現況を検査したうえ、本件施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、事業者に対してその修補を求めることができる。事業者は、その費用負担において本件施設の修補を実施するものとし、修補完了後、速やかに市に対してその旨を通知するものとする。市は、当該通知の受領後10日以内に修補の完了検査を行うものとする。
- 3 前項の手續終了後、事業者は、速やかに施設供用業務を、市又は市の指定する者に引き継ぐものとし、市又は当該第三者が施設供用業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行うものとする。
- 4 前項の定めるところに従って、市が施設供用業務を引き継いだ後、市及び事業者は、以下の各号に定めるところに従って、サービス購入料を取り扱うものとする。

- (1) 本契約の解除が第60条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、サービス購入料のうち未払いの施設整備費を、別紙 12（サービス購入料の金額と支払スケジュール）の定めるところに従い支払う。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により本件施設が損傷しており、修繕を施しても利用が困難であると客観的に判断され、かつ市の被る損害額が未払いの施設整備に係る対価を上回る場合には、市は、サービス購入料のうち未払いの施設整備費に相当する部分の支払期限が到来したものとみなして、当該対価と損害額とを相殺することにより、サービス購入料のうち未払いの施設整備費の支払義務を免れることができるものとする。なお、これにより市のその余の損害賠償の請求は、妨げられないものとする。
- (2) 本契約の解除が第59条又は第61条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、サービス購入料のうち未払いの施設整備費を別紙 12（サービス購入料の金額と支払スケジュール）の定めるところに従い支払うとともに、第66条第3項に定めるところの損害賠償額の総額及びそれに付すべき支払時点までの利息（法定率の割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を、一括払い又は分割払いにより事業者に対し支払うものとする。
- (3) 本契約の解除が第62条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、サービス購入料のうち未払いの施設整備費を、別紙 12（サービス購入料の金額と支払スケジュール）の定めるところに従い支払うものとする。また、市は事業者が施設供用業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。
- (4) 事由の如何を問わず、本契約の解除日以降、市は、施設供用業務に係るサービス購入料のうち未払いのものの支払義務を免れるものとし、本契約の解除日が属する支払対象期間に関する施設供用業務に係るサービス購入料に関しては、実働ベースで精算を行って支払いを行うものとする。

（損害賠償）

- 第66条 第60条各項の規定により本契約が解除された場合、事業者は、次の各号に定める額を市の指定する期限までに支払うものとする。
- (1) 引渡日（同日を含まない。）までに解除された場合
サービス購入料のうち、施設整備費の10分の1に相当する額
 - (2) 引渡日（同日を含む。）以降に解除された場合
解除日が属する事業年度において支払われるべき施設供用業務に係るサービス購入料総額の10分の1に相当する額
- 2 第60条各項に基づく解除に起因して市が被った損害額が本条第1項の違約金額を上回る場合、事業者は、その差額を市の請求するところに従って支払うものとする。
- 3 第59条又は第61条の規定により本契約が解除された場合、市は、当該解除により事業者が被った損害額を、事業者の請求するところに従って支払うものとする。

（保全義務）

第67条 事業者は、解除の通知がなされた日から第64条第1項各号による引渡し又は第64条第3項若しくは第65条第3項による施設供用業務の引継ぎ完了のときまで、本件施設（出来形部分を含む。）について、自らの責任及び費用において、合理的な保全措置をとらなければならない。

（関係書類の引渡し等）

第68条 事業者は、第64条第1項第1号ないし第3号に基づく引渡し又は第65条第3項に基づく施設供用業務の引継ぎの完了と同時に、市に対して、設計図書及び完成図書（ただし、既に事業者が提出しているものを除く。また、本契約が本件施設に係る施設供用の実施開始前に解除された場合、図面等については事業者が既に作成を完了しているものに限る。）その他本件施設の整備及び修補に係る書類並びに本件施設の施設供用業務の遂行に必要な書類の一切を引き渡すものとする。

2 市は、前項に基づき提出を受けた図書等を本件施設の施設供用のために、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができるものとし、事業者は、市による当該図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。

（所有権の移転）

第69条 事業者は、第64条第1項第1号ないし第3号に基づき本件施設又はその出来形の所有権を市に移転する場合、担保権その他の制限による負担のない、完全な所有権を市に対して移転しなければならない。

第9章 雑則

（公租公課の負担）

第70条 本契約に関連して生じる公租公課は、本契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がこれを負担するものとする。ただし、本契約締結時点において市及び事業者が予測不可能であると認められる新たな公租公課の負担が事業者に発生した場合、事業者は、その負担及び支払方法について、市と協議することができる。

（運営協議義務）

第71条 本契約において市及び事業者による協議が予定されている事由が発生した場合、市及び事業者は、速やかに次項に定めるところの運営協議会の開催に応じるものとする。

2 市及び事業者は、別途定められた運営協議会設置要綱に従って、運営協議会を運営するものとする。

（金融機関等との協議）

第72条 市は、本事業の継続性を確保するため、事業者に対し資金提供を行う金融機関等と協議を行い、直接協定を締結することができる。

（財務書類の提出）

第73条 事業者は、本契約の終了に至るまで、毎会計年度の最終日から三箇月以内に、当該会計年度に係る計算書類等に公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付し、市に提出しなければならない。

（秘密保持）

第74条 市及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密の内容を自己の役員及び従業員又は自己の代理人又は事業者に対して資金提供を行う金融機関若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らし、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、本事業に関して知る前に既に自ら保有していたもの、本事業に関して知る前に公知であったもの、本事業に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの、本事業に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得したものについては、秘密保持義務の対象から除くものとする。

（著作権等）

第75条 事業者は、市に対し、市の裁量により、本事業期間中及び本事業期間終了後も、次に掲げる行為を行うことを無償で許諾する。

(1) 市が本件施設の内容を公表すること。

(2) 設計図書を利用すること。

2 事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(1) 本件施設の内容を公表すること。

(2) 本件施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

（著作権の侵害防止）

第76条 事業者は、本件施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に対して保証する。

2 事業者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権を侵害する場合、自己の責任及び費用負担において、第三者に対して損害を賠償し、その他必要な措置を講じなければならない。

（産業財産権）

第77条 事業者は、本事業において特許権その他産業財産権の対象となっている技術等を使用する場合、自己の責任及び費用負担においてそれを使用するものとする。ただし、市がその使用を指定した場合で、事業者が当該産業財産権の存在を知らなかったときは、市は、事業者がその使用に関して要した費用を負担するものとし、その負担の方法は、市と事業者との間の協議においてこれを定めるものとする。

（株式等の発行制限）

第78条 事業者は、本事業期間中、市の事前の承諾を得た場合を除くほか、本契約成立日時時点で事業者の株主である者以外の第三者に対して株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行してはならない。

（権利等の譲渡制限）

第79条 事業者は、本契約に基づき市に対して有する本事業に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分することができない。ただし、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 事業者は、本契約その他本事業に関して市との間で締結した契約に基づき事業者が有する契約上の地位の全部又は一部を第三者に譲渡、質権設定その他担保提供又はその他処分することができない。ただし、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

（事業者の兼業禁止）

第80条 事業者は、本契約に規定された業務以外の業務を行ってはならない。ただし、市の事前の承諾を得た場合は、この限りでない。

（遅延利息）

第81条 事業者が本契約に基づき行うべき市への支払を遅滞した場合、事業者は、未払い額につき遅延日数に応じ法定率（1年を365日とする日割計算とする。）で計算した額の遅延利息を付したうえで、市に対して支払うものとする。

（要求水準書の変更）

第82条 市は、設計変更及び第62条の場合のほかに、次の各号所定の事由が生じた場合、次項の定める手続に従って、要求水準書の内容を変更することができる。

- (1) 法令変更により業務内容が著しく変更されるとき
- (2) 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき
- (3) 市の事由により業務内容の変更が必要なとき
- (4) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき

2 要求水準書の変更は、次各号の定めに従って行われるものとする。

- (1) 市は、前項各号のいずれかに該当する場合、速やかに、その旨と要求水準書の変更内容を事業者へ通知し、事業者の意見を聴取するものとする。
- (2) 事業者は、第1号所定の通知受領後20日以内に意見書を提出するものとする。
- (3) 市は、事業者が第2号所定の意見書を期限内に提出しないときは、事業者の意見がないものとして取り扱うことができる。
- (4) 市は、事業者の意見に拘束されないものとする。ただし、事業者の意見を聴取した結果を尊重し、必要に応じて事業者の意見を反映して変更内容の修正（修正は義務ではない。）を行ったうえで確定的な変更内容を事業者へ通知することにより、要求水準書の変更を確定するものとする。
- (5) 本契約に基づく事業者への支払金額を含め事業契約書の変更が必要となるとき、市は、必要な契約変更を行うものとし、事業者は、これに協力する。

（管轄裁判所）

第83条 本契約に関する紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

（疑義に関する協議）

第84条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び事業者が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

（その他）

第85条 市及び事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除くほか、本契約に基づいて相手方に対して行う請求、通知、報告、申出、承諾、勧告、催告及び解除その他一切の意思表示又は観念若しくは事実の通知を、書面をもって行うものとする。なお、市及び事業者は、当該請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知するものとし、本事業期間中に変更された場合、直ちに相手方に通知するものとする。

- 2 本契約の履行に関して市と事業者間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約の履行に関して市と事業者間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、「計量法」（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 5 本契約上の期間の定めは、「民法」（明治29年法律第89号）及び「商法」（明治32年法律第48号）が規定するところによるものとする。
- 6 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。
- 7 本契約の定めるところに従って事業者が市に対して書面で提出することを要する届出、通知、計画、報告、図面、図表その他の書類の内容及び体裁（図面等のデータを記録した市の指定する記録媒体を添付することを含む。）、部数等については、本契約に別段の定めがない限り、市が別途指定するところに従うものとする。

- 8 本契約の定める指定日又は期限満了日が開庁日（岡崎市の休日を定める条例（平成元年岡崎市条例第34号）第2条に規定する市の休日を除いた日をいう。以下同じ。）でない場合には、当該指定日又は期限満了日は翌開庁日となるものとする。

（以下余白）

別紙 1 事業日程

(第 4 条関係)

1	基本設計図書の提出期限	【事業者提案による】
2	実施設計図書の提出期限	【事業者提案による】
3	本件工事着工予定日	【事業者提案による】
4	本施設の引渡予定日	平成28年 5 月 31 日
5	供用開始予定日	平成 28 年 6 月 1 日
6	解体業務完了予定日	平成29年 3 月 31 日
7	契約終了日（施設供用業務終了日）	平成43年 5 月 31 日

ただし、平成26年 4 月以降は、市と協議のうえ、準備（仮設）工事に着手することができる。

以上

別紙２ 本事業用地

(第５条関係)

１ 用地の概要

項目	内容
建設予定地	愛知県岡崎市才栗町字左世保田 1 番地 3
都市計画決定	区域面積 3.3ha (昭和 46 年 11 月 20 日)
事業敷地対象面積	21,232.37 m ² (うち平地面積 8559.22 m ²)
区域区分	市街化調整区域
防災地域	無指定
建ぺい率	60%
容積率	200%
土地の所有者	市 (事業期間中、選定事業者は無償貸与する予定)

(※次頁の事業実施場所参照)

２ 既存施設の概要

項目	概要
施設名称	岡崎市斎場
所在	岡崎市才栗町字左世保田 1 番地 3
都市計画決定	区域面積 3.3ha (昭和 46 年 11 月 20 日)
区域区分	市街化調整区域
事業敷地対象面積	開設当初の申請面積 : 21,232.37 m ²
建築年月	昭和51年 3 月 (待合棟増築 昭和 58 年 3 月)
施設面積	1,232.74 m ² (開設当初の申請面積 1,199.60 m ²) ※現在は、開設当初と比べ待合棟の増築、管理人住居の解体により面積が変わっている。
施設内容	【火葬棟】 火葬炉 10 基 (うち大型炉 1 基)、動物炉 1 基 告別ホール、収骨室 2 室、霊安室、事務室 【待合棟】 待合室 (和室) 6 室、ロビー 【その他】 渡り廊下、駐車場 (普通車 101 台、マイクロバス 4 台、車椅子使用者用 5 台)
職員数	6 名 正規職員 4 名、非常勤職員 2 名 (平成 24 年度)
その他	現在の東側駐車場は、平成11年度に管理人住居を解体して整備されており、雨水排水用の調整池も整備されている。

以上

(事業実施場所)

案内図

敷地位置図

別紙 3 設計業務着手時提出書類
(第10条関係)

1 基本設計業務着手時

提出書類等	提出部数
基本設計着手届	3 部
基本設計工程表	3 部
基本設計計画書	3 部
主任技術者届	3 部

2 実施設計業務着手時

提出書類等	提出部数
実施設計着手届	3 部
実施設計工程表	3 部
実施設計計画書	3 部
主任技術者届	3 部

以上

別紙４ 設計図書

(第12条第1項及び第13条第1項関係)

1 基本設計業務完了時

設計図：	5部（A1：1部、A3縮小版：4部）
パース図：	5部（A1：1部、A3縮小版：4部）
基本設計説明書：	5部
意匠計画概要書：	3部
構造計画概要書：	3部
設備計画概要書：	3部
工事費概算書：	3部
諸官庁協議書、打合議事録：	3部
地質調査報告書：	3部

※ 地質調査報告書は、市が実施したもの以外に事業者が独自に調査を行った場合のみ提出する。

※ 書類等に合わせて、それぞれ電子媒体一式3部を提出する。

2 実施設計業務完了時

設計図：	5部（A1：1部、A3縮小版：4部）
実施設計説明書：	5部
数量調書：	3部
工事費内訳明細書：	3部
構造計算書：	3部
設備設計計算書：	3部
備品リスト、カタログ：	3部
建物求積図：	3部
許可等申請、各種届出等	3部
諸官庁協議書、打合議事録	3部

※ 書類等に合わせて、それぞれ電子媒体一式3部を提出する。

以上

別紙 5 着工時及び建中の提出書類
(第21条第1項及び第22条第1項関係)

1 着工時提出書類

工事実施体制	3 部
工事着工届（工程表を添付）	3 部
現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）	3 部
仮設計画書	3 部
総合施工計画書	3 部
使用材料一覧表	3 部
工事下請負届	3 部
工事施工に必要な届出等	3 部

その他、市が「公共工事の適切な管理のために（施工プロセスチェックの手引き）」において定める工事関係書類一式 3 部

※ 着工時の提出書類は、工事請負人が工事監理者に提出してその承認を受けたものを、工事監理者が市に提出する。

2 建中提出書類

各種機器承諾願の写し	3 部
残土処分計画書	3 部
産業廃棄物処分計画書	3 部
主要工事施工計画書	3 部
生コン配合計画書	3 部
各種試験結果報告書	3 部
各種出荷証明	3 部

マニフェスト管理台帳（原本との整合を工事監理者が確認済みのもの）
3 部

工事記録	3 部
工事履行報告書及び実施工程表	3 部
段階確認書及び施工状況把握報告書	3 部
工事打合せ簿	3 部

その他、市が「公共工事の適切な管理のために（施工プロセスチェックの手引き）」において定める工事関係書類一式 3 部

※ 建中の提出書類は、工事請負人が工事監理者に提出してその承認を受けたものを、工事監理者が市に提出する。

別紙6 完成時の提出図書

(第30条第4項関係)

工事完了届 2部

工事記録写真(「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」に基づき作成した電子媒体) 3部

完成図(建築)一式(製本図2部、原図1部、縮小版製本2部及び左記入図面等が収録された電子媒体一式3部)

完成図(電気設備)一式(製本図2部、原図1部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式3部並びに取扱説明書1部)

完成図(機械設備)一式(製本図2部、原図1部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式3部並びに取扱説明書1部)

完成図(昇降機設備)一式(製本図2部、原図1部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式3部並びに取扱説明書1部)

完成図(備品配置票)一式(製本図2部、原図1部、縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式3部)

備品リスト 3部

備品カタログ 3部

完成検査調書(選定事業者によるもの) 3部

揮発性有機化合物の測定結果 3部

完成写真(内外前面カット写真をアルバム形式及び電子媒体) 3部

その他、市が「公共工事の適切な管理のために(施工プロセスチェックの手引き)」において定める工事関係書類一式 3部

※ 完成時の提出図書は、工事請負人が工事監理者に提出してその承認を受けたものを、工事監理者が市に提出する。

別紙 7 事業者等が付保する保険

(第17条、第 26 条第 2 項、第34条第 1 項第 5 号及び第54条第 2 項関係)

事業者は以下の条件を満たす保険を、事業者の費用負担において付保するものとする。

ただし、保険の名称等を含めその詳細については事業者の提案によるものとし、以下の条件は市が要求する最低限の条件であり、事業者の判断に基づき、さらに担保範囲の広い補償内容とすることを妨げるものではない。

1 本施設工事期間

(1) 建設工事保険

保険の対象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって本件工事の目的物等に生じた損害

補償限度額：施設整備費

保険期間：本件工事の着工日から引渡日まで

被保険者：工事請負人

(2) 請負業者賠償責任保険

保険の対象：本件工事の施工に伴って発生した第三者に対する損害

補償限度額：対人：1 名当たり 1 億円、1 事故当たり 10 億円以上

対物：1 事故当たり 1 億円

保険期間：本件工事の着工日から引渡日まで

免責金額：10万円

被保険者：工事請負人

2 施設供用期間

(1) 第三者賠償責任保険

保険の対象：維持管理業務又は運營業務に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

補償限度額：対人：1 名当たり 1 億円、1 事故当たり10億円以上

対物：1 事故当たり 1 億円以上

保険期間：運営期間（1 年毎の更新可）

免責金額：10万円

被保険者：事業者

※ 所有権を移転した施設は、市において公益社団法人 全国市有物件災害共

済会の建物総合損害共済に加入予定。

3 解体業務に係る工事期間

(1) 請負業者賠償責任保険

保険の対象：本件工事の施工に伴って発生した第三者に対する損害

補償限度額：対人：1名当たり1億円、1事故当たり10億円以上

対物：1事故当たり1億円

保険期間：解体業務に係る工事の着工日から既存施設の解体完了日まで

免責金額：10万円

被保険者：工事請負人

以上

別紙 8 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合
(第14条第3項第4号、第35条第2項第4号、第37条第1項第4号、
第39条第3項、第41条第3項及び第62条第2項関係)

1 整備期間

整備期間中に不可抗力が生じ、本施設及び既存施設に損害（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下、本別紙8（不可抗力による損害及び追加的な費用の負担割合）において同じ。）、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が整備期間中に累計でサービス購入料のうち、施設整備費の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金額相当額は、損害、損失及び費用の額から控除する。

2 本施設の引渡日以降

本施設の引渡日以降に不可抗力が生じ、本件施設に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき施設供用業務に係るサービス購入料総額の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金額相当額は、損害、損失及び費用の額から控除する。なお、本施設の引渡日以降であっても、不可抗力が生じ、既存施設に損害、損失及び費用が発生した場合は、前項を適用する。

以上

別紙9 保証書の様式

(第42条第5項関係)

〔工事請負人を構成する各構成員〕（以下「保証人」という。）は、岡崎市火葬場整備事業（以下「本件事業」という。）に関連して、事業者が岡崎市（以下「市」という。）との間で締結した平成____年____月____日付け事業契約書（以下「本件事業契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する以下の第1条の債務（以下「主債務」という。）につき事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証において用いられる用語は、本保証において特に定義された場合を除き、本件事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

第1条（保証）

保証人は、本件事業契約第42条第1項及び同条第2項に基づく事業者の市に対する債務を保証する。

第2条（通知義務）

市は、本保証の差入日以降において本件事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第3条（保証債務の履行の請求）

- 1 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

第4条（求償権の行使）

保証人は、本件事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。ただし、市及び事業者の同意がある場合は、この限りでない。

第5条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証を解約することができない。

- 2 本保証は、本件事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上の証として本保証書が2部作成され、保証人はこれに記名押印し、1部を市に差し入れ、1部を自ら保有する。

平成____年____月____日

保証人：

別紙 10 個人情報保護特記事項

第 1 条（基本的事項）

岡崎市（以下「発注者」という。）がこの契約において個人情報を取り扱わせる者（以下「受注者」という。）は、この契約を履行するに当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び岡崎市個人情報保護条例（平成11年岡崎市条例第32号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

第 2 条（秘密保持）

- 1 受注者は、この契約による業務若しくは賃貸借等（以下「業務」という。）に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならない。
- 2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならないことと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、個人情報保護及び守秘義務の履行を受注者に誓約させなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 4 受注者は、この契約による業務に係る個人情報保護及び守秘義務の履行について発注者に誓約書を提出しなければならない。

第 3 条（収集）

受注者は、この契約による業務を実施するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的達成のため必要最小限のものとしなければならない。

第 4 条（委託目的外の使用等の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

第 5 条（複写及び複製の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

第 6 条（厳重な保管及び搬送）

- 1 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏洩、改ざん、滅失その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。
- 2 受注者及び受注者の指示によりこの契約による業務に従事する者は、発注者に対して作業場所を明示し、契約中は作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾があるときは、受注者は、発注者に対し次に掲げる

事項を報告することにより利用することができる。

- (1) 利用目的
- (2) 対象データ
- (3) データ格納媒体
- (4) 保管・利用場所
- (5) データ受領日
- (6) 返却／廃棄方法
- (7) 返却／廃棄場所
- (8) 返却／廃棄（予定）日
- (9) その他発注者が求める事項

第7条（再委託の禁止等）

- 1 受注者は、この契約による業務を履行するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合又は仕様書等に特別の定めがある場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、前項ただし書の規定により個人情報を含む業務を第三者に取り扱わせる場合は、当該第三者に対し、当該業務に関する行為について受注者と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負うものとする。
- 3 受注者は、第1項ただし書の規定により、個人情報を含む業務を第三者に取り扱わせる場合は、当該第三者にこの契約による業務に係る個人情報保護及び守秘義務の履行について誓約書を提出させ、発注者の確認を受けなければならない。

第8条（事故発生時の報告義務）

受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第9条（個人情報の返還）

- 1 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者の指示又は承諾があるときは、漏洩を来さない確実な方法で廃棄することができる。
- 2 前項ただし書の規定により廃棄をしたときは、受注者は、発注者に対し次に掲げる事項を報告しなければならない。
 - (1) 廃棄年月日
 - (2) 廃棄場所
 - (3) 廃棄方法
 - (4) 廃棄責任者氏名
 - (5) その他発注者が求める事項

第10条（適正な管理）

受注者は、第1条から第9条に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

別紙 11 業務報告書の構成及び内容 (第52条関係)

1 維持管理業務報告書

(1) 年度事業報告書

事業者は、各事業年度終了後毎年4月15日までに、当該事業年度に係る維持管理業務全体に関する年度事業報告書を市に提出すること。なお、年度事業報告書の様式、内容等はあらかじめ市と協議して定める。

(2) 業務報告書（月報）

事業者は、月ごとに、当該月に係る維持管理業務全体に関する業務報告書（月報）及び要求水準書に定める各業務に関する業務報告書（月報）を作成し、翌月の10日までに、市に提出すること。なお、業務報告書（月報）の様式、内容等はあらかじめ市と協議して定める。

(3) 業務日報等

事業者は、毎日、維持管理業務全体に関する業務日報その他要求水準書が定める運転日誌及び日常点検記録を作成し、市の求めに応じて、市に提出すること。なお、業務日報その他要求水準書が定める運転日誌及び日常点検記録の様式、内容等はあらかじめ市と協議して定める。

(4) 定期点検・整備記録

事業者は、維持管理業務に関して要求水準書が定める定期点検及び整備記録を、年間維持管理計画書に基づき定期点検を実施時に作成し、当該実施後30日以内に、市に提出すること。なお、維持管理業務に関して要求水準書が定める定期点検及び整備記録の様式、内容等はあらかじめ市と協議して定める。

(5) 事故等報告書

事業者は、火葬炉設備に関して要求水準書が定める事故等報告書を事故等の発生時に作成し、当該事故等の発生後直ちに、市に提出すること。なお、火葬炉設備に関して要求水準書が定める事故等報告書の様式、内容等はあらかじめ市と協議して定める。

2 運営業務報告書

(1) 年度事業報告書

事業者は、各事業年度終了後毎年4月15日までに、当該事業年度に係る運営業務に関する年度事業報告書及び物品販売に関する実績報告書を市に提出すること。なお、年度事業報告書及び実績報告書の様式、内容等はあらかじめ市と協議して定める。

(2) 業務報告書（月報）

事業者は、月ごとに、当該月に係る運営業務に関する業務報告書（月報）を作

成し、翌月の10日までに、市に提出すること。なお、業務報告書（月報）の様式、内容等はあらかじめ市と協議して定める。

(3) 業務日誌

事業者は、毎日、運営業務に関する業務日誌を作成し、市の求めに応じて、市に提出すること。なお、業務日誌の様式、内容等はあらかじめ市と協議して定める。

以上

別紙 12 サービス購入料の金額と支払いスケジュール

(第24条第1項、第55条、第56条、第64条第1項第1号ないし第3号、
第65条第4項第1号ないし第3号及び第66条第1項第1号並びに第2号関係)

[支払方法説明書より転記予定]

以上

別紙 13 サービス購入料の減額の基準と方法
(第53条第2項、第57条、第60条第2項関係)

[モニタリング・減額方法説明書より転記予定]

以上

別紙 14 法令変更による費用の負担割合

(第14条第3項第3号、第35条第2項第3号、
第37条第1項第3号、第41条第3項、第62条第2項関係)

	市負担割合	事業者負担割合
1 本事業に特別に影響を及ぼす法令の新設・変更の場合	100%	0%
2 法人税等の収益関係税の新設・変更の場合	0%	100%
3 2以外の税制度の新設・変更の場合	100%	0%
4 上記1から3以外の法令の新設・変更の場合	0%	100%

なお、3には、消費税及び地方消費税も含まれるものとする。ただし、税率に変更があった場合は、市は法令の定めに従って、消費税及び地方消費税を賦課して支払う。

以上